

第2章 災害予防計画

- 第1節 災害に強い人と組織づくり
- 第2節 災害に強いまちづくり
- 第3節 災害応急活動体制の整備
- 第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備
- 第5節 公共公益・ライフライン施設の応急復旧体制の整備
- 第6節 水防・土砂災害警戒体制の整備
- 第7節 避難体制の整備
- 第8節 緊急輸送体制の整備
- 第9節 生活救援体制の整備
- 第10節 災害時建物対策実施体制の整備
- 第11節 要配慮者等支援体制の整備
- 第12節 応急教育・応急保育体制の整備
- 第13節 その他各種災害別対策

本章は、災害が発生する前の対策として、「災害に強い人をつくる」、「災害に強いまちをつくる」、「実践的な応急・復旧対策を確立し非常時に備える」ための施策を体系化し、本市に必要な災害予防策を示したものである。

なお、全ての計画には、実施する主体、市役所内での担当部署、実施期間の目安を示し、計画の実施状況を確認しやすいように表現している。

※ 実施期間の目安

短期：およそ5年以内に達成する計画

中期：およそ10年以内に達成する計画

長期：達成に10年以上を要する計画

継続：特に期限を定めず、継続して実施する計画

第1節 災害に強い人と組織づくり

◆ 施策の体系

| | |
|------------------|---|
| 第1 災害に強い地域・組織づくり | <ul style="list-style-type: none"> — 自主防災組織による防災力の強化 — 民間団体・事業所等による防災力の強化 — 組織・団体・事業所等の相互協力による防災力の強化 |
| 第2 災害に強い人づくり | <ul style="list-style-type: none"> — 市民の防災行動力の強化 — 職員の防災活動力の強化 — スペシャリストの育成 |
| 第3 防災訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> — 総合防災訓練等の実施 — 地域防災訓練の実施 — 関係機関等における訓練実施 |
| 第4 調査・研究の充実 | <ul style="list-style-type: none"> — 関係機関との情報交換の実施 — 災害関連情報の提供 — 災害関連図書の整備・調査研究 |

第1 災害に強い地域・組織づくり

1 基本方針

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 地域ぐるみで助け合う ● 日頃の活動・交流を活発にする |
|--|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----------------|----------------------------|--|--------------|----|
| 自主防災組織による防災力強化 | 自主防災組織の結成促進・行動力強化 [都・市] | <p>自主防災組織の結成を促進し、市民相互が助け合う自主的な防災活動の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●組織の役割分担、情報連絡体制、要配慮者の把握等、活動体制・計画づくりの育成指導 ●自主防災組織への助成 ●自主防災組織が行う出火防止等防災知識の普及及び初期消火・避難・応急救護訓練等の実施足進と支援・指導 ●自主防災組織の育成・指導のためのリーダー講習の実施 ●女性の参画の推進 | 防災安全部 市民部 | 継続 |

第2章 災害予防計画
第1節 災害に強い人と組織づくり

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|----------------------------------|---|--------------|----|
| | 地区防災計画の取り込み [市] | <p>災害対策基本法第42条の2に規定される地区防災計画について、市内の一定の地区に居住する市民等(事業所含む)の団体から提案を受けて町田市地域防災計画に位置づけがなされるよう、支援等の取組みを推進する。</p> <p>提案のあった地区防災計画は、市防災会議での承認を受けて、町田市地域防災計画内に位置づけがなされるものとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地区防災計画にかかる様式・ひな形等の作成 ●地区防災計画制度の町内会・自治会等への周知 ●地域における地区防災計画策定の支援 ●地区防災計画に基づく、地域独自の防災対策の推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【地区防災計画】</p> <p>一定の地区内の市民(事業所含む)は、地区内で共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における相互の支援その他の防災活動に関する計画として、地区防災計画を策定することができる。市民や事業所等からの要請により、地区防災計画を地域防災計画へ位置づける場合は、防災会議は地域防災計画等の各種計画やマニュアル等との整合性を検証し、地区防災計画の承認又は助言等の支援をする。</p> </div> <p>※ 防災会議認定済地区については資料編を参照</p> | 防災安全部 市民部 | 継続 |
| | 防災市民組織の活性化 [都・市] | <ul style="list-style-type: none"> ●市は、町内会・自治会等の防災市民組織の結成を推進する。 ●市及び都は、町内会・自治会等の防災市民組織の育成・指導を推進し、地域防災力の向上を図る。 | 防災安全部 市民部 | 継続 |
| | マンション防災における 自助・共助の推進 [都・市] | <p>マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう啓発や防災教育を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●非常用電源の確保 ●エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の推進 ●排水管等の修理が終了していない場合はトイレ使用不可となることを踏まえた簡易トイレの準備の推進 ●防災計画の作成や訓練の実施など共助の取組についての周知 ●都が実施する「東京とどまるマンション」やマンション防災セミナー、マンション管理組合等への専門家派遣制度等の活動の周知 | 防災安全部 | 継続 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|------------|----------------------------------|---|----------------------------------|----|
| 民間団体・事業 | 事業所防災計画の作成促進 [都・市・消防署] | <p>消防計画に地震時対策を含めて作成するよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模小売店舗、病院、集客施設、事業所等防火管理業務を有する事業所には、地震対策・帰宅困難者対策（備蓄の実施等）の策定を指導する。 ●その他の事業所には、それに準じた措置を講ずるよう、防災パンフレットの配布等を通じて促進する。 | 防災安全部 各施設所管部 | 継続 |
| 所等による防災力強化 | 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底 [都・市] | <p>市民や事業所、行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた帰宅困難者対策条例に基づく取組（一斉帰宅の抑制など）の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施、動画の発信等により、普及啓発を図る。</p> <p>【帰宅困難者対策条例の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化 ・企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化 ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化 ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化 ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等 ・一時滞在施設の確保にむけた都、国、市区町村、民間事業者との連携協力 ・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等） <p>●町田駅周辺における官民一体となった帰宅困難者対策の推進を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町田駅周辺帰宅困難者対策協議会において、企業等の取り組むべき基本的事項とその考え方についてまとめたガイドラインを作成 ・町田駅帰宅困難者対策訓練の実施 ・一時滞在施設案内マップの改善 ・新しい「一時滞在施設開設情報」の提供方法の検討 ・企業等従業員用備蓄の常時確保を継続 ・町田駅周辺地域エリア防災計画の周知 | 防災安全部 財務部 総務部 一時滞在施設所管部 | 継続 |

第2章 災害予防計画
第1節 災害に強い人と組織づくり

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|--|---|-----------------|----|
| | 自衛消防隊の設置及び自衛消防活動の中核となる要員配置の推進 [都・市・消防署] | 消防法及び火災予防条例第55条の4並びに第55条の5に基づき自衛消防組織及び自衛消防の組織並びに自衛消防隊（以下「自衛消防組織等」という）を編成するとともに、自衛消防活動の中核となる要員や装備の配置を推進する。 ●一定規模以上の多数の者が出入りする観覧場・集会場・飲食店・デパート・物販店・病院・社会福祉施設・ホテル・工場・駐車場・事務所等に自衛消防組織等の編成を推進する ●自衛消防組織等の活動に必要な人員や装備の配置を推進するとともに、自衛消防活動の中核となる要員の配置を指導し、隊員講習・訓練等の指導を行う ●危険物施設においては、自衛消防組織等の編成を指導する | 防災安全部 各施設所管部 | 継続 |
| | 事業所による自助・共助の強化 [消防署] | ●自衛消防訓練を通じ、初期消火、通報、避難誘導、応急救護の活動能力向上を図るよう指導する ●救命講習等の受講促進 | 防災安全部 | 継続 |
| | 関係機関・関係事業所との災害時協力協定締結等の促進 [都・市] | 市・消防署・警察署等の関係機関は災害時の協力が必要となる事業所・団体等と積極的に協力協定を締結する。 ●建設・土木、資機材業者、レンタル業者、レッカー業者、食料取扱業者等 ●民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する ●契約業者との契約に際し、災害時の特別な対応が想定される場合は、契約仕様に「災害時対応」等の条項を盛り込む | 防災安全部 各部 | 継続 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|---------------|---------------------------------|---|---|----|
| | ボランティアの組織化 [都・市・消防署・警察署・赤十字] | <p>【一般ボランティア】</p> <p>ボランティアの円滑な受け入れ及び十分に活動可能な環境整備の為に検討を実施、推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会を中心とした町田市災害ボランティアセンターの設置及びボランティア支援団体等との協力による運営体制の整備 ●活動支援に必要な体制・機能等の検討 ●市・社会福祉協議会等の役割分担等の検討 ●市ボランティア活動支援マニュアルの作成 ●市・社会福祉協議会・ボランティア団体等の検討会支援 ●平常時、ボランティア団体の活動の場を提供 <p>【専門ボランティア・登録ボランティア】</p> <p>ボランティアの円滑な受け入れ及び十分に活動可能な環境整備の為に検討を実施、推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●専門ボランティアの受入体制、登録ボランティアの組織体制の整備 <p>また、応急復旧・復興を迅速に進める為、各担当機関による特殊な技能、知識を有する登録ボランティアの育成・組織化を推進する。(「第3章 地震災害応急対策 第5節 相互協力・応援要請 第5 ボランティアの受け入れ、活動」参照)</p> | 政策経営部 市民部 地域福祉部 各担当機関 | 継続 |
| 相互協力による防災力の強化 | 地域における相互協力の促進 [都・市・消防署] | <p>地域における組織間の相互協力を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町田消防署、町田市消防団、自主防災組織、コミュニティ団体、事業所間の協力促進 ●鉄道事業者及び駅周辺事業者と帰宅困難者の誘導等に関する協定の締結推進 ●要配慮者・避難行動要支援者の通所・入所施設と地域内他組織との協力促進 ●事業所・自主防災組織（町内会・自治会）との応援協定の締結促進 ●地域、防災関係機関等と学校の連携による防災教育の推進 ●自助・共助による地域の防災力の向上 | 防災安全部 市民部 地域福祉部 いきいき生活部 保健所 各部 | 継続 |

第2 災害に強い人づくり

1 基本方針

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生初期における「生命・身体・財産」は市民自らが守る ● 個人が保有する資格、特技、経験等を活用する |
|---|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-------------|--------------------------------------|---|----------------------|----|
| 市民の防災行動力の強化 | 防災情報の定期広報 [都・市・消防署] | <p>広報紙・ポスター・パンフレット・ホームページを通して定期的に防災情報を広報する。また、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町田市地域防災計画のあらまし ● 大規模災害時における行動基準 ● 各家庭における対応の指針等 ● 地域の防災対策に関する情報の提供 ● 観光客への防災情報の提供 ● 地域の防火防災功労賞制度等の紹介 | 防災安全部 | 継続 |
| | 防災マップや洪水・土砂災害ハザードマップ等による周知・啓発 [市] | <p>防災マップや洪水・土砂災害ハザードマップにより、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、災害の危険性のある区域や防災施設等を周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地図情報（避難施設、避難広場、危険箇所等） ● 啓発情報（避難の手順、連絡先等） ● 在宅避難・縁故避難 ● 警戒レベル等の避難に関する情報 | 防災安全部 | 継続 |
| | 防災イベントの開催 [都・市・消防署] | <p>関係機関と連携し、市民への防災知識普及のための事業を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 講演会、講習会、まちだ防災カレッジ等 ● 防災週間・防災とボランティア週間の活用 | 防災安全部 | 継続 |
| | 防災教育の推進 [都・市] | <p>各施設管理者と協力して、防災訓練・防災講話・座談会等の機会を積極的に活用し、園児・児童・生徒・従業員等への防災教育を推進する。</p> <p>都教育委員会が作成の「安全教育プログラム」を実践し、学校と地域が連携した防災教育（訓練）の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 身体の安全確保、非常時の生活技術の修得、助け合い精神、避難行動の習得、適切な情報収集方法の確認 ● ボランティア精神の育成・活動の実践 ● 防災思想の普及、防災意識の啓発 ● 自主防災組織の育成 ● 地域特性に合わせた危機意識の喚起と自助及び共助の重要性の普及啓発 ● 女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、 | 防災安全部 学校教育部 各部 | 継続 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|---------------|---|------|----|
| | | <p>障がい者、外国人等の要配慮者等の視点、災害関連死対策、惨事ストレスの観点等を踏まえた防災対策の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所における応急手当の指導者（従業員）の養成及び自主救護能力の向上 ●市民及び事業所との協働による応急手当の普及 ●市民や事業所を対象とした応急救護知識及び技術の普及 ●事業所の一斉帰宅の抑制等についての普及啓発 ●事業所における事務機器等の移動・転倒防止の促進 ●安否確認手段の普及啓発 ●災害時のための備蓄の必要性の普及啓発（食料・飲料水・携帯トイレ・トイレトーパー・モバイルバッテリー等） ●買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え ●自転車を安全に利用するための、適切な点検整備 ●保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 ●ブロック塀等の転倒防止対策の推進 ●東日本大震災等の災害教訓の伝承 ●高層建築物居住者に対する防火対策及び長周期地震動の危険性等に関する周知 ●地域の行動ルールの普及啓発 <p>【地域の行動ルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織は組織で対応する（自助） 事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員・顧客・学生等に対応する。 ・地域が連携して対応する（共助） 町田市中心市街地活性化協議会が中心となって、組織化されていない買物客、観光客等に地域で対応する。 ・公的機関は地域をサポートする（公助） 市、都県、国が連携・協力して、地域の対応を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ●私立学校への防災教育推進のための情報の提供等の支援の実施 ●幼稚園児等に対する幼児期からの体系的な防災教育の実施 ●住民に対する被災地支援に関する知識の普及 ●小中学校を対象とした緊急地震速報対応訓練 | | |

第2章 災害予防計画
第1節 災害に強い人と組織づくり

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--|--|--|------------------------|----|
| 職員の防災活動力の強化 | 各対策部マニュアルの策定・見直し [市] | 地域防災計画に基づき、具体的な各対策部の応急対策を「各対策部マニュアル」として策定し、また随時見直しを図る。 | 各対策部 | 継続 |
| | 災害時職員行動マニュアルの改訂 [市] | 災害時職員行動マニュアルを整備し、地域防災計画に基づく応急対策の実用化を図る。 ●町田市地域防災計画のあらまし ●災害時における初動活動の基準・要領 ●連絡先リスト、報告様式等の資料 | 防災安全部 | 継続 |
| | 防災研修の実施 [市] | 職員の研修プランを充実させ、有効な資格取得や防災対応研修の効果的な実施に努める。 ●特殊無線技術等の育成と無線従事者の研修 ●新任研修、職場研修、幹部研修等の場における防災研修の実施 | 防災安全部 | 継続 |
| ス ペ シ ャ リ ス ト の 育 成 | 登録ボランティアの参加促進と育成指導 [国・関係機関] | 関係機関は、各々が組織化する登録ボランティアへの参加を呼びかけ、災害時に各担当機関と登録ボランティアが連携して対応出来るよう育成指導する。 | 防災安全部 都市づくり部 道路部 | 継続 |
| | 各組織内のリーダーの育成指導と人材ネットワークづくりの促進 [都・市] | 自主防災組織・事業所等で作成する防災計画の中で、活躍するリーダーを支援し、研修・講習会、座談会等を通じて育成指導する。 ●リーダーマニュアルの作成・配布 ●各種研修・講習会の開催 ●育成した人材同士のネットワークづくり ●女性防災人材の育成推進 | 防災安全部 市民部 | 継続 |

第3 防災訓練の実施

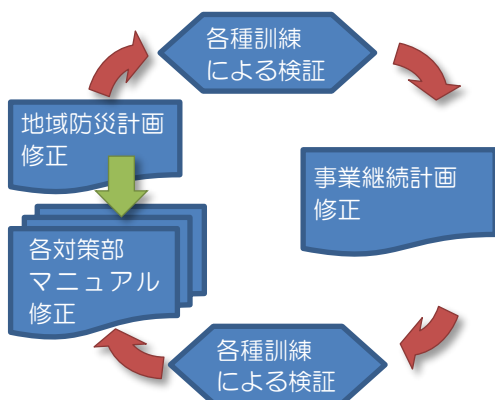
1 基本方針

- 困難及び混乱事象、不測の事態を想定し、被害を最小限にいとめる
- 防災訓練をより実践的なものにし、防災行動力の向上を図る

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|------------|------------------------------|--|-------------|----|
| 総合防災訓練等の実施 | 総合防災訓練等の各種訓練 [国・都・市・関係機関] | <p>「町田市総合防災訓練」をはじめとする様々な訓練を災害時の対応計画の実証の場として、地域住民、関係機関及び協力団体等との協力・連携訓練に主眼を置いて毎年実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民を参加主体とした訓練内容、条件・テーマの設定及び訓練指導 ●非常参集・情報収集及び情報連絡・出火防止・初期消火・救助・救急・医療救護・避難施設開設・道路啓開・物資輸送・遺体安置・一時滞在施設の運用・報道対応・ボランティア活動支援・応急仮設住宅の供給等各種訓練等の指導実施 ●災害教訓を反映した実践的な訓練の実施と訓練成果の取りまとめ ●訓練成果の検証 ●水防訓練の実施 ●社会福祉協議会を中心とし、ボランティア団体等と連携した町田市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施 ●課題の発見能力向上のための訓練の実施 | 防災安全部 各部 | 継続 |

【計画・対策部マニュアル・訓練のサイクル】



町田市地域防災計画の下には、震災・風水害時における行動マニュアルとなる「対策部マニュアル」があり、地域防災計画の修正に伴い、各対策部マニュアルも見直しを図ることとなる。

このような修正を経た計画及びマニュアルについては、上記にあるような各種訓練を通じ、常に検証と問題点の洗い出しを図っていくものとする。

第2章 災害予防計画
第1節 災害に強い人と組織づくり

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|---------------|---------------------------------------|---|------------------------------------|----|
| 地域防災訓練の実施 | 地域防災訓練の実施促進 [都・市・関係機関・事業所] | <p>自主防災組織等町内会・自治会を単位とする防災訓練の実施を促し、各種訓練指導を通じて地域の防災行動力の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭内で行うべき防災対策の確認 ●情報連絡体制・避難経路の確認、初期消火・救出訓練等による近隣居住者間の協力の円滑化 ●各地域間の合同訓練や地域内事業所等を巻き込んだ連携訓練 ●訓練の技術指導、体験訓練等に必要な資機材の整備等の実施 ●都市型水害等を想定した各種防災訓練の指導、技術指導を通じた自主防災組織の活性化の推進 ●避難施設の立ち上げや運営・資機材の使用などを行う訓練の実施 ●要配慮者および外国人を含めた防災訓練の推進 ●事業所・町内会・自治会等との合同防災訓練 ●近隣世帯や小規模な住民単位による街かど防災訓練の推進 | 防災安全部 | 継続 |
| 関係機関等における訓練実施 | 関係機関における対策委員の訓練 [国・都・市・関係機関] | <p>関係機関内の連携、応急対策計画の習熟を図り、災害時の対応が円滑に実施できるように、随時、防災訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関内の災害対応計画の検証 ●参集訓練・無線通信訓練・図上訓練・実地訓練等 | 防災安全部 | 継続 |
| | 事業所における訓練の実施促進 [都・市・事業所] | <p>防火管理業務を有する事業所、また、集客施設等帰宅困難者対策を要する事業所において防災訓練を実施する。また、関係機関との協定団体等においては、総合防災訓練等への参加により連携を強化する。</p> | 防災安全部 | 継続 |
| | 登録ボランティアへの訓練 [都・市] | <p>各担当機関において組織化している各々の登録ボランティアへの訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特殊知識・技術の研鑽 ●担当機関との連携訓練 | 都市づくり部 | 継続 |
| | 学校・社会福祉法人等の防災訓練 [都・市・学校法人・社会福祉法人等] | <p>各小中学校では年11回以上、社会福祉法人などでは年2回以上の防災訓練実施を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難訓練・引渡し訓練・通報（通信）訓練 ●各施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容を充実 ●家庭や地域住民、関係機関等との連携を密にした訓練 ●各学校における登下校中や放課後など多様な場面や状況を想定した避難訓練 ●学校等の種別及び地域の実情に即した訓練 | <p>学校教育部 地域福祉部 いきいき生活部</p> | 継続 |

第4 調査・研究の充実

1 基本方針

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関との情報交換を活発にする ● 知識と意識の向上のため情報を提供する ● 過去の災害事例、経験を活かす ● 最新の防災関連技術を活かす |
|---|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------------------------------|------------------------|---|------------------------|----|
| 関係機関との情報交換 | 他市区町村との情報交換 [市] | 他市区町村と、防災に関する情報交換を積極的に行う。 ●地域防災計画、防災資料 ●災害応急対策活動の経験 ●予防対策に関すること | 防災安全部 | 継続 |
| | 都、国等関係機関との情報交換 [市] | 都、国等関係機関と、防災関連情報の交換に努める。 ●活断層、火災等に関する調査・研究 ●首都直下地震、南海トラフ巨大地震等に関する調査・研究 ●富士山噴火に関する調査・研究 ●震災復興研究等 | 防災安全部 | 継続 |
| 災害関連情報提供 | 地盤情報の公開 [都・市] | 地盤災害危険度、地形、地質、土質、地下水位等の情報を公開し、液状化等の地盤災害に関する知識と意識を向上させる。 ●都の地盤情報システム ●都、市の防災アセスメント調査結果 | 防災安全部 道路部 都市づくり部 | 継続 |
| 図書 の 整備 ・ 調査 研究 | 災害関連図書ライブラリーの整備 [市] | 災害関連の研究報告書、出版物、資料等を収集し、ライブラリーとして整備する。 | 防災安全部 | 継続 |
| | 防災施設整備に関する調査 [市] | 災害に強いまちづくりのための、ハード及びソフトの整備方法について調査研究を進める。 ●防災アセスメント等、既存の防災調査の活用方法等 | 防災安全部 道路部 都市づくり部 | 継続 |

第2節 災害に強いまちづくり

◆ 施策の体系

| | |
|-----------------|---|
| 第1 総合的治水対策 | <ul style="list-style-type: none"> — 保水・遊水機能の確保 — 河川・水路の整備促進 — 雨水流出抑制施策の推進 — 下水道の整備 — 地盤沈下防止 |
| 第2 土砂災害対策 | <ul style="list-style-type: none"> — 土地利用・開発の適正化 — 土砂災害防止対策の推進 — 農地・農業用施設対策 |
| 第3 市街地の不燃化 | <ul style="list-style-type: none"> — 防災ブロック化 — 市街地の不燃化 |
| 第4 オープンスペースの確保 | <ul style="list-style-type: none"> — オープンスペースの確保 — 都市公園等の整備 — 緑化の推進 — 緑地の保全 — 空地の集積 |
| 第5 消防水利の整備 | <ul style="list-style-type: none"> — 防火水槽・消火栓の整備 — 自然水利活用の整備 — その他の消防水利の強化 |
| 第6 道路・橋梁・鉄道の整備 | <ul style="list-style-type: none"> — 道路、橋梁の耐震性強化 — 道路、橋梁の整備 — 鉄道施設の整備 |
| 第7 ライフライン施設の整備 | — ライフライン施設の整備強化 |
| 第8 建築物の耐震性強化 | <ul style="list-style-type: none"> — 建築物の耐震性 — 耐震化へのPR等促進強化 |
| 第9 ブロック塀・落下物等対策 | <ul style="list-style-type: none"> — ブロック塀等の倒壊防止 — 転倒・落下物の防止 |
| 第10 液状化対策 | <ul style="list-style-type: none"> — 土木構造物・ライフライン施設の液状化対策推進 — 液状化に関する情報提供の促進 |
| 第11 災害復興対策 | — 災害復興対策 |

第1 総合的治水対策

1 基本方針

- 境川、鶴見川、恩田川、真光寺川等の洪水・氾濫を防止する
- 宅地開発の急激な進展による、河川流域全体の保水・遊水能力の減少を抑制する

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|------------|------------------------|--|--------------------------------|----|
| 保水・遊水機能の確保 | 保水・遊水機能の確保 [市] | 人口の集中する地域を中心に、治水施設の早期整備、流域の保水・遊水機能の維持増進を図り、都市型水害を減少させる。 ●調整池の設置指導、維持管理 ●貯留浸透施設の設置指導 ●緑地保全地域の指定、遊水地域の盛土抑制 | 下水道部 都市づくり部 | 長期 |
| | 市街化調整区域の保持 [都] | 河川流域全体の保水・遊水能力の減少を抑制するため、市街化調整区域を保持することにより、急激な市街化を押さえ、水が浸透しやすい畑や草地などの緑地帯を残す。 | 都市づくり部 | 長期 |
| 河川・水路の整備促進 | 河川の改修整備 [都] | 都事業による1・2級河川の河川整備を促進し、安全性が確保されるよう適宜要請する。 ●河川整備計画等に基づく河川整備の推進 ●雨水流入量増大に対応する河川改修工事の要請 ●鶴見川、境川については特定都市河川に指定されており、改修・整備を推進 | 下水道部 | 長期 |
| | 排水路の整備清掃 [市] | 集中豪雨などの水害対策の根幹である身近な排水路・道路側溝、U字溝等の排水口・柵の整備、清掃を行う。 | 道路部 下水道部 | 継続 |
| 雨水流出抑制 | 雨水流出抑制施策の推進 [国・都・市] | 雨水の流出による浸水被害を軽減する。 ●境川、鶴見川各流域の総合治水対策を、河川管理者等と連携して推進 ●所管する道路及び施設の排水施設整備に伴う雨水流出抑制施設（透水性舗装、道路浸透柵、浸透U字溝、浸透柵、雨水貯留施設等）の導入促進 ●宅地開発、中高層建築等に伴う、雨水流出抑制施設の設置に関する事業所等への指導 | 下水道部 道路部 施設所管部 都市づくり部 | 長期 |
| | 雨水等の活用 [市] | 雨水等を活用した水の有効利用を図る。 ●公共施設の雑用水等への雨水利用の導入 | 施設所管部 | 長期 |
| 下水道の整備 | 下水道の整備 [市] | 総合的な取り組みにより、浸水被害の軽減を図る。 ●内水により相当な損害を生ずるおそれがあるものについて、水位周知下水道として指定 ・内水氾濫のおそれがある場合に、市民等に対し、迅速に広く伝達を図る | 下水道部 | 継続 |
| 地盤沈下防止 | 地盤沈下防止対策の推進 [都] | 地盤沈下は、建物や地下埋設物に損害を与え、台風等の出水時には人の生命・身体・財産に大きな被害を与える可能性があるため積極的に防止する。 市では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）」により、揚水量の報告義務と揚水施設の構造基準等の規制を行う。 | 環境資源部 | 継続 |

第2 土砂災害対策

1 基本方針

- | |
|----------------|
| ● 土砂災害の発生を防止する |
|----------------|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-------------|--------------------------|--|-----------------------|----|
| 土地利用・開発の適正化 | 安全性を重視した土地利用の確保 [都・市] | 土砂災害危険性のある地区について、本市の諸計画と整合を図りながら、安全性が確保されるよう土地利用を適切に誘導する。 ●危険箇所の周知 ●安全な土地利用の検討 | 都市づくり部 | 継続 |
| | 災害防止に関する指導・監督 [都・市] | 都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）等に基づき、安全な宅地造成が図られるよう指導する。 ●造成地開発許可・確認の審査及び施工に対する指導・監督 ●造成後の巡視等による違法開発行為の取り締まり | 都市づくり部 | 継続 |
| 土砂災害防止対策の推進 | 土砂災害防止対策の整備 [都・市] | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害防止法、宅地造成等規制法等を有効に活用し、土砂災害対策の推進に努める。 ●土砂災害警戒区域等の整備促進（特に避難施設等重要施設周辺の整備の優先） ●土砂災害警戒区域（特別警戒区域）の指定等 ・土砂災害防止法により、都知事から指定を受けた土砂災害警戒区域等については、区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。 ・土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項についてハザードマップ等により住民への周知を図る。 ・土砂災害防止施設等の整備により、土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなると認められる場合には、当該特別警戒区域の指定を速やかに解除する。 | 防災安全部 都市づくり部 各部 | 継続 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|------------|---------------------|---|----------------|----|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者利用施設の管理者等へ避難確保計画の作成等 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等内に、主として高齢者、障がい者、乳幼児等が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という）や学校がある場合は、施設管理者に対し避難確保計画の作成を指示する。 ・施設管理者から市長への避難訓練の報告を求め、必要に応じて助言・勧告を行う。 ●がけ地近接危険住宅の移転促進、所有者への安全対策の実施、是正勧告 ●土砂災害警戒区域等内の住民に対し、降雨の状況に応じてとるべき防災行動を周知 ●土砂災害警戒区域等の点検・パトロール等の実施 ●土砂災害により避難施設が使用できない可能性のある地域における代替施設を確保 | | |
| 農地・農業用施設対策 | 農地・農業用施設対策 [都・市] | <p>農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所改修や補強工事等、地域の安全性の確保を図る。</p> <p>農業施設の防災計画では、かんがい、排水施設に重点をおき、特に降雨時の湛水排除問題をあわせて考慮する。</p> | 防災安全部 経済観光部 | 継続 |

第3 市街地の不燃化

1 基本方針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 延焼火災の発生を抑制する ● 無秩序な市街化を抑制し、災害に強い土地利用を誘導する |
|--|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|---------------------------------|---------------------------|--|------------------------|----|
| 防 災 ブ ロ ッ ク 化 | 都市づくりのマスタープランの推進 [都・市] | 都市の延焼遮断機能の強化、建築物の不燃化等を、土地利用の誘導その他多様な手法の活用により、総合的に推進する。 ●町田市都市づくりのマスタープランの推進 ●土地利用現況調査の実施 | 都市づくり部 | 長期 |
| | 沿道・沿線の不燃化推進 [国・都・市] | 沿道開発・道路改良にあたって、延焼遮断帯のネットワーク機能を強化する。 ●幅員 15m 以上の幹線道路の沿道の不燃化、沿道区画整理事業を活用した面的整備促進 ●鶴見川、境川、恩田川、真光寺川等の河川や鉄道沿線の不燃化・緑化及び公共施設とのネットワークの形成推進 | 道路部 都市づくり部 | 長期 |
| | 防火・準防火地域の指定 [市] | 防火及び準防火地域の指定により、耐火・耐震建築を誘導し、安全な街区の形成を目指す。 ●不特定多数の人々が集積する主要な商業地区 ●延焼遮断帯となる幹線道路沿道の地区 ●東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制の適用区域 | 都市づくり部 | 継続 |
| | 都市防災構造化 [市] | 既成の市街地において、防災上骨格となる施設を面的に整備し、安全な都市環境を整備する。 ●都市基盤施設、緑地、避難地・避難路・誘導標識、共同溝、防災拠点等 | 防災安全部 道路部 都市づくり部 | 中期 |
| 市 街 地 の 不 燃 化 | 中心市街地の整備 [都・市] | 災害に強い街区形成に努め、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。 ●市街地再開発事業等の推進 ●町田駅周辺地区の整備促進 | 都市づくり部 道路部 | 長期 |
| | 周辺市街地の整備 [都・市] | 公園、道路等の面的整備に努め、無秩序な市街地の拡大を防止する。 ●土地区画整理事業、地区計画制度の導入等推進 ●鶴川駅周辺、南町田グランベリーパーク駅周辺の整備促進や、北部丘陵地区の環境整備等 | 都市づくり部 | 長期 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|------------------------------|--|--------|----|
| | 良好な市街地の形成 [都・市] | 緑地やオープンスペース等の保全・整備・ネットワーク化に努め、良好な居住環境を持つ住宅地の形成を目指す。 ●宅地開発指導に関する条例、中高層建築物に関する指導要綱 ●町田市住みよい街づくり条例の活用による街づくりの推進 | 都市づくり部 | 長期 |
| | 消火活動困難地域の解消 [消防署] | 消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、消火活動が困難な地域の解消に向けて消火活動の立場から防災都市づくり事業等に関して提言、要望を行う。 | 防災安全部 | 継続 |
| | 高層建築物及び地下街等における安全対策 [消防署] | 高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した防火安全対策を講じるよう指導する。 ●高層の建築物の防火安全対策 ●防火区画等の煙等の漏えい防止対策 ●大規模建築物群等の消防アクセス確保対策 ●鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策 | 防災安全部 | 継続 |
| | 高層建築物・駅・事業所等に対する指導 [消防署] | 高層建築物・駅・事業所等に対する指導。以下のような事項を指導していく。 【火災予防対策】 ●火器使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進 ●火器使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置 【避難対策（混乱防止対策）】 ●避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保 ●事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成 ●避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底 ●警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進 【防火、防災管理対策】 ●従業員に対する消防計画の周知徹底 ●救出救護知識の普及及び必要な資器材の整備 【消防活動対策】 ●消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進 | 防災安全部 | 継続 |
| | 長周期地震動対策の強化 [消防署] | ●長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発 | 防災安全部 | 継続 |

第4 オープンスペースの確保

1 基本方針

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 自然のオープンスペースの減少を抑制する ● 緑化、空地の集積により、延焼遮断効果を考慮した防災上有効なスペースを確保する |
|---|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-------------|---------------------------|--|-----------------|----|
| オープンスペースの確保 | オープンスペースの確保 [市] | <p>緑の保全、創出、育成について、災害予防及び応急対策活動上も有効な観点から、自然環境整備、公園・緑地整備を総合的に進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町田市都市づくりのマスタープラン ● まちだエコプラン ● 町田市緑の保全と育成に関する条例 ● 町田市ふるさとの森設置要領 ● 消防活動円滑化のため部隊集結を考慮したオープンスペースの確保 ● 消防団施設充実強化のための用地確保 | 都市づくり部 | 継続 |
| 都市公園等の整備 | 都市公園等の整備 [市] | <p>公園の空白地域を最優先に、防災機能を有した都市公園を計画的に整備し、市民1人当たり公園・緑地面積の拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存都市計画決定公園の見直し、大規模公園、住区基幹公園の整備促進 ● 未利用地の有効活用 ● 既存公園の避難広場としての安全性向上のための整備の実施 | 都市づくり部 | 長期 |
| | (仮称)薬師池北緑地の防災機能の整備 [市] | 町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画～Ver.2～の推進にあたり、(仮称)薬師池北緑地を避難広場としての要件を満たすように整備する。 | 都市づくり部 防災安全部 | 中期 |
| | 忠生スポーツ公園の防災機能の整備 [市] | <p>忠生スポーツ公園を防災機能を有した都市公園として、避難者の受入れ、物資や資材の集積・分配などの機能を果たす公園として整備する。</p> <p>既存開園区域については、避難広場として指定するとともに、救出・救助部隊の活動拠点、生活物資の集積・輸送拠点、がれき置き場等として災害時に活用が可能なオープンスペースとしても活用を図る。</p> | 都市づくり部 防災安全部 | 中期 |
| | 薬師池西公園の防災機能の整備 [市] | <p>町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画～Ver.2～の推進にあたり、薬師池西公園の公園区域を拡大し、避難広場としての要件を満たすように整備する。</p> <p>既存開園区域については避難広場として指定するとともに、がれき置き場等として災害時に活用が可能なオープンスペースとしても活用を図る。</p> | 都市づくり部 防災安全部 | 短期 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-------|----------------------|--|------------------------|----|
| | 芹ヶ谷公園の防災機能の整備 [市] | 芹ヶ谷公園”芸術の杜“パークミュージアムの推進にあたり、芹ヶ谷公園の再整備を実施し、避難広場へのアクセス性や滞留性の向上を図る。 避難広場として指定されている区域においては、がれき置き場等として災害時に活用可能なオープンスペースとしても活用を図る。 | 都市づくり部 防災安全部 | 短期 |
| | 野津田公園の防災機能の整備 [市] | 町田市第二次野津田公園整備基本計画の推進にあたり、野津田公園の公園区域を拡大し、拡大する区域についても避難広場や防災拠点として機能するように整備する。 避難広場として指定されている既存開園区域においては、救出・救助部隊の活動拠点、生活物資の集積・輸送拠点、がれき置き場等として災害時に活用可能なオープンスペースとしても活用を図る。 | 都市づくり部 防災安全部 | 短期 |
| 緑化の推進 | 緑化の推進 [市] | 防災上有効な緑化を図る。(目標:安定した緑地の割合 32%) ●緑化推進計画の策定 ●公園緑地・ふるさとの森等の確保・拡大 ●街路樹整備、道路の緑化 ●公共施設及び学校の緑化推進 ●難燃性の樹木の植林 ●歩車分離を基本とした歩行者専用道・緑道の整備促進 | 都市づくり部 道路部 学校教育部 | 長期 |
| 緑地の保全 | 農地・緑地の保全 [都・市] | 農地や開発未利用地として市内に残された緑地を防災上も有効に活用できる形で保全する。 ●東京都の緑地保全地或制度等の活用検討 ●自然を確保する経過的保全制度の導入検討 ●町田市里山環境活用保全計画に基づく市内全体の里山環境を対象とした取組 ●土地区画整理事業等による緑地の保全 | 都市づくり部 経済観光部 | 長期 |
| 空地の集積 | 空地の集積・連担化の推進 [市] | 公共施設や公園等の配置をオープンスペースの確保として、関係計画との連携・調整を積極的に行う。また、公共施設の接道部緑化やポケットパークの整備、公開空地の確保等の手法活用により「空地」部分の集積を推進する。 ●緑道、歩行者専用道路による緑のネットワーク化 ●水と緑のネットワークの形成 | 都市づくり部 道路部 | 長期 |

第5 消防水利の整備

1 基本方針

- 消火栓設備の耐震性の強化を図る
- 大規模震災時には水道消火栓が使用できないことを想定し、防火水槽、河川、プール等、様々な水利の整備・活用を図る

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|---------------|----------------------------|--|-----------------|----|
| 防火水槽・消火栓・自然水利 | 防火水槽・消火栓の整備 [国・都・市・消防署] | <p>消防水利の不足地域の解消、避難施設・避難路の安全確保のため、防火水槽及び消火栓を順次整備し、計画的に消防水利の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防火水槽、消火栓設置事業の推進 ●町田市宅地開発事業に関する条例、町田市中高層建築物に関する指導要綱等に基づく、事業所等への消防水利設置指導 ●木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織が初期消火に使用する水源として活用 ●防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織が利用しやすい防火水槽を整備 ●経年防火水槽の再生や深井戸等の整備を推進 | 防災安全部 | 継続 |
| | 河川、池等の活用整備 [国・都・市] | <p>鶴見川、境川、恩田川、真光寺川等を中心とする市内河川や薬師池等常時留水のある調整池などを消防水利として活用できるよう調査し整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災用取水階段、取水口等の設置 | 防災安全部 | 継続 |
| その他の水利 | その他の消防水利活用のための整備 [市] | <p>大規模災害時における多様な消防対応に応じるため、様々な消防水利を確保し整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校等プールの耐震化と水利活用 ●ビル保有水 ●親水公園（河川水の利活用の検討）等 | 防災安全部 各施設所管部 | 長期 |

第6 道路・橋梁・鉄道の整備

1 基本方針

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の物流、広域的な救援に関わる道路ネットワークの確保を推進する ● 橋梁及び高架橋等の耐震化を図り、分断を防止する ● 道路・鉄道がもつ延焼遮断効果を発揮させる ● 道路環境を整備し、避難や輸送ルートの安全を確保する |
|---|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----------|----------------------|--|---------------|----|
| 耐震性強化 | 道路、橋梁の耐震性の強化 | 震災時における避難や救助・救援、復旧活動等に支障のないよう、各道路管理者は、道路・橋梁の耐震性を強化し、安全確保を図っていく。 | | |
| | [市] | 市が管理する道路について耐震性の強化、必要な防災施設の整備を図る。 町田市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、市道橋梁の点検、落橋防止等の耐震化を図る。 | 道路部 | 中期 |
| | [都] | 都が管理する道路について、緊急輸送路等防災上重要な位置づけにある橋梁から計画的に落橋防止や橋脚の補強等を、必要に応じ、継続して実施していく。 | 道路部 | 継続 |
| | [国] | 補強を要する橋梁について対策をさらに行っていく。 ●震災対策を必要とする橋梁について、緊急を要するものから逐次整備 ●道路構造を保全し、円滑な道路交通を確保するため、管理区間内共同溝の震災対策 | 道路部 | 中期 |
| 道路・橋梁の整備 | 広域幹線道路の整備 [国・都・市] | 国・都と連携をとり広域的な道路整備計画を検討し、町田市と周辺地区とを結ぶ主要幹線道路の整備を推進する。 ●首都圏の業務核都市を結ぶ広域的な道路網の整備促進 ●町田街道、鎌倉街道、鶴川街道、芝溝街道、成瀬街道等、都道の整備促進 ●相模原市、八王子市、多摩市、川崎市、横浜市、大和市等との都市間ネットワークの整備推進 ●都と連携し、都市計画道路の優先整備路線の整備 | 道路部 | 長期 |
| | 地区幹線道路の整備 [市] | 都市計画道路等、既存の主要市道について、緊急輸送や避難行動等の防災活動上の機能を配慮した環境整備を推進する。 ●沿道区画整理事業を活用した面的整備 ●線形不良、歩車道不分離区間の計画的な改良、局部改修 | 道路部 都市づくり部 | 長期 |

第2章 災害予防計画
第2節 災害に強いまちづくり

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|-------------------------------|--|------------------------|----|
| | 生活関連道路の整備 [市] | 生活道路の幅員4.0m未滿を解消し幅員5.0m以上の確保に努め、地域住民の円滑・安全な避難路を確保する。また、延焼遮断帯としての幅員11.0m道路の整備を進める。 ●準幹線道路の整備推進 ●狭あい道路拡幅整備事業、市街地道路拡幅整備事業、私道等整備事業の推進 ●各種助成制度による狭あい道路に面する建築物の後退整備促進 ●私道の状況調査、指導による私道移管・整備の促進、補助制度のPR等 ●道路維持事業の推進等、計画的な道路の維持補修 ●排水施設を含めた拡幅整備事業の推進 ●透水性舗装の普及 | 道路部 | 継続 |
| | 道路環境の整備 [都・市] | 災害時の避難活動、消防活動、救助活動、避難行動要支援者の安全性を確保する観点から道路の整備を推進する。 ●難燃性、風雪に強い等の樹種による道路の緑化と整備 ●歩道の両側設置、段差の解消 ●横断歩道橋の補修 ●放置自転車等対策、駅周辺の自転車等駐車場整備の促進 ●違法駐車防止の啓発 ●行き止まり道路の解消 ●U字溝等の暗きょ化、コーナー部分の隅切整備 ●道路の沿道建築物の耐震化の促進 ●町田市無電柱化推進計画に基づく無電柱化の推進 ●町田市災害・停電時LED街路灯「消えないまちだ君」の整備 ●震災時における交通の安全と円滑に資する情報の提供 ●分かりやすい標識整備 | 防災安全部 道路部 都市づくり部 | 継続 |
| | 橋梁の整備 [市] | 管理する橋梁について、町田市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、戦略的な予防保全型管理を推進し、災害時の安全性と交通の確保を図る。 ●橋梁維持事業の推進等、定期的な点検維持 ●幹線道路整備、河川整備に伴う橋梁の架替・新設の推進 | 道路部 | 中期 |
| | 共同溝への対応 [消防署] | ●一定規模以上の河道(とうどう)・共同溝及び道路トンネル等についての情報を把握(火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付け) ●非常用施設の設置、出火防止に関すること等についても、届出に添付を求める。 | 道路部 防災安全部 | 継続 |
| | 道路と鉄道の立体交差化の推進 [都・市・各鉄道会社] | 踏切を除去することにより、交通渋滞の解消、交通安全の確保を図る。 | 防災安全部 道路部 都市づくり部 | 継続 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|---------|-----------------------|--|-------|----|
| 鉄道施設の整備 | 鉄道施設の耐震化 [都・各鉄道会社] | 施設の耐震性等の防災強度を把握し、機能が低下しているものについて整備を推進する。 ●高架橋・橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的検査の促進 ●駅部や高架橋等の鉄道施設の耐震性及び災害防止の定期点検、補強・取り替え事業の推進 ●鉄道耐震に係る省令に基づく耐震対策等の促進 ●トンネル内の補強工事、のり面保護等の実施 | 防災安全部 | 継続 |
| | 風水害対策 [各鉄道会社] | 風水害、雪害に対する災害予防策、警戒時の状況把握・対応策に必要な整備を促進する。 ●沿線樹木の倒壊予防 ●架空電線の振れ止め強化 ●風速計による、橋梁・高架部分の風速監視 ●雨量計、河川情報センター端末機による、降雨状況、河川水位、台風等の情報収集 | 防災安全部 | 継続 |
| | 鉄道事故予防対策 [各鉄道会社] | 鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的の両面において取扱いに関する多角的な保安対策を講じ、列車衝突、列車火災、列車脱線等の重大事故の発生を未然に防止する。 ●保安施設の整備 ●脱線防止ガードの設置 ●規定等の整備 | 防災安全部 | 継続 |

第7 ライフライン施設の整備

1 基本方針

- ライフラインの機能障害を抑制する
- ライフライン施設の損壊による二次災害の発生を防止する

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----------------|----------------|--|---------------|----|
| ライフライン施設の整備・強化 | 施設の耐震化 | | | |
| | 水道施設 [都] | <p>震災時に備えた施設・設備の整備を促進し、漏水の未然防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 導水施設の二重化及び送水管のネットワーク化によりバックアップ機能強化 ● 水道施設の耐震化 ● 都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の水道管路の耐震継手化（目標：2028年度（令和10年度）までに解消） ● 私道内給水管の耐震化 ● 自家用発電設備の新設・増強 ● 震災時に迅速な応急給水が行えるよう災害時給水ステーション（給水拠点）を改造 ● 災害時給水ステーション（給水拠点）の配備状況の再検討 | 防災安全部 | 長期 |
| | 下水道施設 [都・市] | <p>下水処理場・ポンプ場・幹線管渠・し尿等投入施設等の根幹的施設について、地震等で被災した際にも機能を保持する構造化を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐震診断、耐震補強工事の実施（特に雨水管渠及び下水処理場等を対象とした耐震化） ● 下水道管とマンホールの接続部の耐震化 ● 過去の浸水履歴から抽出した対策箇所を優先した浸水対策の推進 ● 重要なラインのループ化検討 ● 非常用発電設備の充実 ● 太陽光発電設備等の導入検討、電源と燃料の多様化の推進の検討 ● 損傷した下水道施設の早期復旧に向けた、市町村間の相互支援等の体制の充実、訓練の実施 | 下水道部 環境資源部 | 長期 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|---------------------------------------|---|-------|----|
| | 電気施設 [東京電力グループ] | 変電設備、送配電設備等の電気施設の耐震整備を進める。 ●変電設備における、主要機器の耐震構造化、構造物の耐震設計の採用等 ●鉄塔の巡視点検 ●橋梁並びに建物取付部における耐震性管材料及び構造の採用 ●地中設備に係る不同沈下発生箇所の改修 ●配電設備の地中化に関する、都市整備と協調した計画的整備 ●二次災害（広域停電等）防止のため、変電所に配電設備故障時の電気供給停止措置を行う保護装置を整備 ●電源車の派遣に係る災害対策上重要な施設に関する情報リストを都から共有 | 防災安全部 | 中期 |
| | 電話施設 [NTT東日本] | 地震に対する電話施設の防災性能を向上させる。 ●通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震化 ●非常用電源の長時間化 ●通信網の多ルート・中継拠点分散化 ●ネットワークシステムの監視・措置機能強化 ●指定避難施設への特設公衆電話設備の整備 ●公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置 | 防災安全部 | 中期 |
| | 電気通信設備 [NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル] | 市役所や人口密集地等の重要エリアの通信確保に向けた対策に取り組む。 ●通信設備及び通信回線の耐震化 ●基幹の通信回線の冗長化 ●非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化 ●移動基地局車、可搬型基地局、移動電源車等の配備 | 防災安全部 | 中期 |
| | 都市ガス [東京ガスグループ] | ガス設備については、以下の通り機能確保に努める。 ●ガス施設の機能確保 ・系統の多重化・拠点の分散 ・代替施設の整備 ・ガス設備の耐震化 ●ガス漏洩防止 ・感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）または緊急遮断装置の設置を推進 ・供給停止ブロックの細分化 ●移動式ガス発生設備による臨時供給 | 防災安全部 | 短期 |

第2章 災害予防計画
第2節 災害に強いまちづくり

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|-----------------------------------|---|-------|----|
| | LPガス [LPガス協会、アストモスリテイリング、日本瓦斯] | 地震に対するLPガス施設の防災性能を向上させる。 ●耐震化に伴うガスボンベの転倒予防の推進 ●S型メーターの設置（感震器内蔵タイプ） ●高圧部の張力式ホースの推進 ●低圧部のフレキ鋼管の推進 | 防災安全部 | 短期 |

第8 建築物の耐震性強化

1 基本方針

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の倒壊による人的被害、道路障害を軽減する ● 防災拠点施設建物の機能壊滅を軽減する |
|---|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-------|----------------------|--|-------------------------|----|
| 耐震性強化 | 社会福祉施設等の耐震性確保 [市] | 1981年（昭和56年）以前に建築された市立社会福祉施設について耐震診断・耐震補強工事または耐震性のある建物への移転を計画的に行う。また、民間施設についても同様の措置を講ずるよう促進する。（目標：2030年度（令和12年度）耐震性が不十分な建物を概ね解消） ●要配慮者二次避難施設の優先整備 | 地域福祉部 いきいき生活部 | 長期 |
| | 特定建築物の耐震化促進 [都・市] | 学校、病院、劇場等の特定建築物のうち、1981年（昭和56年）以前に建築された建築物等について、建物所有者への耐震診断・改修の指導、相談を実施する。（目標：2025年度（令和7年度）耐震化率95%） | 都市づくり部 | 中期 |
| | 市有公共建築物の耐震化 [市] | 不特定多数が利用する市有公共建築物における耐震化を促進する。（目標：2025年度（令和7年度）市有公共建築物耐震化率100%） ●耐震診断の促進 ●耐震化の指導、補強工事のあっせん | 都市づくり部 財務部 各施設所管部 | 短期 |
| | 住宅の耐震化促進 [都・市] | 木造住宅やマンションの耐震診断・改修助成制度により耐震化を促進する。（目標：2025年度（令和7年度）旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅（マンション含む）を概ね解消） ●建築関係者への耐震診断・改修等の技術向上促進 ●木造住宅の無料簡易診断の実施 ●耐震化に取り組みないマンションに対するピロティ階の対策支援 | 都市づくり部 | 中期 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----------|-----------------------------|--|--------|----|
| | 耐震シェルター、耐震ベッド等の普及 [市] | 高齢者等、迅速な避難が困難な人や、すぐに耐震改修に取り組めない場合の対応として、助成制度により耐震シェルターや防災ベッド等の設置及び普及に努める。 ●助成制度による耐震シェルター等の設置普及 | 都市づくり部 | 継続 |
| | 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進 [都・市] | 都が指定する特定緊急輸送道路および一般緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進する。 (目標：2025年度(令和7年度)末までに総合到達率99%、区間到達率95%未満の解消、一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化率90%) | 都市づくり部 | 中期 |
| 耐震化へのPR等 | 耐震診断・改修のPR [市] | 国・都の示す指針や町田市耐震改修促進計画に基づき、民間建築物所有者に対し、建築物の安全確保に関する普及・啓発を行う。 ●耐震診断・改修啓発パンフレットの配布 ●耐震診断・改修助成制度のPR ●高層建築物の居住者に対する長周期地震動を踏まえた防災対策の普及啓発 ●建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、住民が安心して建築物を利用することができるように都が創設した「耐震マーク表示制度」の普及 | 都市づくり部 | 継続 |

第9 ブロック塀・落下物等対策

1 基本方針

- 屋外の転倒・落下物による人的被害、道路障害を軽減する
- 屋内落下物による人的被害を軽減する
- 特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井）の落下等による人的被害を軽減する

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-------------|------------------------------------|--|-----------------|----|
| ブロック塀等の倒壊防止 | 不適格ブロック塀等の改善指導 [市] | 小中学校等の避難広場周辺、狭い道路沿いを中心に、不適格なブロック塀等について所有者、管理者への改善指導を徹底する。 ●個別の危険度調査の実施 ●日本建築防災協会の技術基準等の普及啓発 ●改修者に対する改修・支援制度の紹介 | 都市づくり部 | 中期 |
| | 安全対策の指導強化 [都・市] | 都及び建設・建築関係者と協力し、ブロック塀の施工等に関し適切に行われるよう徹底する。 ●建築確認の事前指導強化 ●ブロック塀の安全な施工方法・補強方法の周知 | 都市づくり部 | 継続 |
| 転倒・落下物の防止 | 各家庭及び事業所における対策 [市・消防署] | 各家庭及び事業所における家具類、大型家電製品による転倒・落下・移動防止対策の実施を促進する。 ●家具類の転倒・落下・移動防止器具の普及啓発 ●オフィス家具・家電製品等の関係団体と連携した転倒・落下・移動防止対策の推進 | 防災安全部 | 継続 |
| | 公共施設等の対策 [市] | 小中学校、保育園等の公共施設における、窓ガラスや本棚等について、転倒・落下危険の防止に努める。 ●飛散防止用フィルムの装着、安全ガラス化 ●吊り天井、照明器具などの非構造部材の落下防止対策 | 各施設所管部 | 継続 |
| | 不特定多数の集まる公共 公益施設等の対策 [市・事業所] | 大規模小売店舗、文化施設等の不特定多数の人が集まる公共公益施設等について、公共施設に準ずる措置を講ずるよう要請する。 大規模空間を有する建築物について、技術基準に適合しない建築物の所有者・管理者に対し、天井材等の非構造部材の落下防止対策の指導及び改善指導を行う。 | 防災安全部 都市づくり部 | 継続 |
| | 個別の対策 [都・市] | 広いガラスや外壁面に空調機器等をもった建築物について、危険度の高いものを中心に改修指導を行う。 ●個別調査の実施 ●国・都が示す技術基準の普及・啓発 | 都市づくり部 | 継続 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|---------------------|---|--------|----|
| | 屋外広告物の規制 [都・市] | 屋外広告物条例等に基づき、広告塔・看板等の屋外広告物の脱落等を防止する。 ●設置の許可申請、設置後の維持管理に関する改善指導 | 道路部 | 継続 |
| | 屋根瓦の崩落防止 [市] | 住宅のリフォームや新築に合わせて、耐震・耐風瓦の使用やガイドライン工法等、屋根瓦の崩落防止対策の普及・啓発を行う。 | 都市づくり部 | 継続 |
| | 自動販売機の転倒防止 [都・市] | 自動販売機の設置者及び自動販売機業界に対し、道路上の違法占用がないよう、また耐震性重視の「自動販売機据付基準（JIS規格）」の周知徹底等により、転倒防止対策の促進を図る。 ●違法占用の通報、撤去体制の確立 | 道路部 | 継続 |

第10 液状化対策

1 基本方針

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 土木構造物、ライフライン施設の地震被害を抑制する ● 液状化対策工法を有効に活かす |
|--|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-------|-----------------------------------|--|---------------|----|
| 液状化対策 | 公共土木構造物の液状化対策 [国・都・市] | 地盤の特性を考慮した液状化防止対策を実施し、震災時の公共施設の機能障害を最小限にする。 ●地盤改良、基礎形式の改良等 ●防災拠点施設、避難広場等の優先的整備 | 道路部 財務部 | 長期 |
| 液状化対策 | ライフライン施設の液状化対策 [都・市・各ライフライン機関] | 地盤の特性を考慮した液状化防止対策を実施し、震災時の公共施設の機能障害を最小限にする。 ●地盤改良、基礎形式の改良等 ●防災拠点施設、避難広場等の優先的整備 ●マンホールの浮上抑制対策の推進 | 防災安全部 下水道部 | 長期 |
| | その他液状化対策の指導 [都・市] | 液状化の危険性が高い区域について、液状化対策を指導する。 ●地盤改良、基礎形式の改良等 ●東京都液状化対策アドバイザー制度の紹介 | 都市づくり部 | 継続 |

第11 災害復興対策

1 基本方針

● 迅速かつ円滑な大規模災害からの市の復興を実現する

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------|----------------|---|--------------------------|----|
| 災害復興対策 | 災害復興対策の推進 | | | |
| | 復興マニュアルの策定 [市] | 災害復興対策がスムーズに行われるように、事前にマニュアル等を作成し、復興体制を整備する。 | 政策経営部 防災安全部 各部 | 継続 |
| | 都市復興対策 [市] | 災害時の都市復興事業がスムーズに行われるように、町田市震災復興マニュアル等に沿った復興体制を確立しておく。 | 都市づくり部 政策経営部 防災安全部 | 継続 |

第3節 災害応急活動体制の整備

◆ 施策の体系

| | | |
|----|----------------------|---|
| 第1 | 災害応急活動体制の整備・強化 | <ul style="list-style-type: none"> — 応急活動体制の整備 — 活動拠点の整備 — 複合災害対策 |
| 第2 | 情報の収集・伝達体制の整備・強化 | <ul style="list-style-type: none"> — 防災情報のネットワーク整備 — 情報ソフト環境の整備 — 民間等との協力体制の確立・確保 |
| 第3 | 災害時の広報体制の整備・強化 | <ul style="list-style-type: none"> — 多様な広報機能・要員の整備 — 広報用資機材の整備 — 民間等との協力体制の確立・確保 |
| 第4 | 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化 | <ul style="list-style-type: none"> — 近隣市区町村、関係機関等との連携強化 — 広域的相互応援協力体制の強化 — ボランティアの環境整備 — 受け入れ体制等の整備 |
| 第5 | 「事業継続マネジメント」(BCM)の推進 | <ul style="list-style-type: none"> — 町田市版のBCMの推進 — 事業所のBCPの策定 |

第1 災害応急活動体制の整備・強化

1 基本方針

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 突発的な大規模災害時に、迅速な初動活動が行える体制を整備する ● 職員への災害時の役割と体制を周知徹底する ● 各対策部間での職員の連携体制を強化する ● 防災対策の拠点となる施設を整備する |
|--|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------|------------------|---|-------------|----|
| 応急活動体制 | 応急活動体制の整備 [市] | <p>防災に係る組織体制を整備し、非常時における職員の人事管理の効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各部総務担当課との情報交換、連携強化 ●職員動員配備計画表の作成 ●防災システムを活用した定期的な職員参集訓練の実施 ●災害対策要員の災害時の安全確保対策の強化 ●業務継続性の確保(安全性確保、自家発電設備の整備、給電車両等の協定締結、事業継続計画の見直し等) ●道路啓開に関する関係機関との連携体制の確保 ●退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策の整備 ●被災者生活再建支援金の支給を迅速かつ的確に処理するための体制整備 | 防災安全部 各部 | 継続 |

第2章 災害予防計画
第3節 災害応急活動体制の整備

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------|-------------------------|--|-----------------|----|
| | 個別応急対策活動マニュアルの作成 [市] | 地域防災計画に基づき、災害時の各部各班が所掌する災害応急対策活動を迅速に実施できるマニュアルを作成し、周知を図る。 | 防災安全部 各部 | 継続 |
| 活動拠点 | 防災拠点整備 [市] | 災害対策本部の設置及び防災対策実施の拠点となる町田市庁舎、市民センター、本部代替設置予定施設について、最小限必要な性能と資機材の整備を進める。 ●耐震・耐火・耐水性能 ●情報通信・処理システム、非常用自家発電装置 ●水・燃料・トイレ等の備蓄 ●燃料貯蔵設備の設置検討 ●自立・分散型電源の活用によるエネルギーの確保 | 防災安全部 各施設所管部 | 中期 |
| | 地域における防災拠点整備 [市] | 地域住民や自主防災組織が応急対策を実施する拠点を、災害危険度の高い地区から、小中学校の施設を目安に順次整備する。 ●緊急車両の出入りを想定した環境整備 ●応急対策用資機材の備蓄 ●地域防災無線、パソコンネットワークの整備 ●多目的広場など防災上多目的に利用できる施設の整備 | 防災安全部 各施設所管部 | 中期 |
| 複合災害対策 | 複合災害対策 [市] | 複合災害の発生可能性を認識し、防災体制等を見直し、備えを充実する。 ●自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進 ●災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。 ●様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。 ●夏季発災時における熱中症対策 等 ●先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化 ●後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討 ●後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等 ●災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保 ●避難施設における感染拡大による災害関連死抑止への対応等 | 各部 | 中期 |

第2 情報の収集・伝達体制の整備・強化

1 基本方針

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 電話の輻輳もしくは途絶に対応する ● 情報の空白地帯、空白時間帯をなくす ● 情報収集・分析を迅速に行う ● 防災行政無線を補完する通信手段の多様化により安定的な通信を確保する |
|---|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------|----------------------------|---|-----------------|----|
| ネットワーク | 災害時用情報網の整備 [市] | 市の防災関連施設・職員を結ぶネットワークを整備する。 ●防災行政無線（屋外拡声子局）の調整及び増設による聴取困難地域の解消 ●防災行政無線を活用した地域情報拠点（市民センター）の整備 ●情報収集用バイク、自転車等機材の整備 ●緊急地震速報の利用体制の整備 ●設備・機器の点検、通信機器の操作の習熟 | 防災安全部 財務部 | 継続 |
| | 災害時優先電話の活用周知 [市・NTT東日本] | 指定されている災害時優先電話の活用方法について周知する。 ●市各部・拠点施設、避難施設、防災関係機関 | 防災安全部 各施設所管部 | 継続 |
| | 地震計ネットワークシステム整備事業 [都、市] | 地震計を東京都災害情報システムと接続し、震度情報による被害予測を行う等震災直後の迅速な活動を行う。 | 防災安全部 | 継続 |
| | インターネット等による情報網の整備 [市] | 庁内及び防災拠点間の回線を整備し、防災関連情報の各分野での共有化を推進する。 ●インターネット等による情報伝達手段の確立 | 防災安全部 | 中期 |
| | ソーシャルメディアの活用 [市] | 災害時の迅速な情報提供のため、SNSなどソーシャルメディアの活用を推進する。 | 政策経営部 各部 | 継続 |
| ソフト | 町田市防災システムへの習熟 [市] | 防災システムを活用し、防災関連情報の共有・分析機能、施設・資機材・要員の管理機能等を災害時に発揮できるよう、訓練などを通じて職員の習熟を図る。 | 防災安全部 | 継続 |
| | 災害用自家発電装置の整備拡充 [市] | 常に通信の支障を来さないよう、災害用自家発電装置を拡充するとともに、それらの点検・補修・管理を行う。 | 防災安全部 各部 | 継続 |
| | 情報対策要員の養成 [市] | 電話不通時、情報が少ない場合を想定した、迅速な状況判断と初動措置について必要な情報対策要員を確保・養成する。 ●無線従事者確保のための資格取得者の養成 ●情報分析の訓練、マニュアル化 ●情報収集要員の確保・養成 | 防災安全部 各部 | 継続 |

第2章 災害予防計画
 第3節 災害応急活動体制の整備

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-------|--------------------------------------|--|-------|----|
| 協力・応援 | 災害時の電話利用ルールの周知 [市・NTT東日本・その他電話会社] | 市民に対し、災害発生直後の電話転替防止のためのPRを行う。 ●関係機関への通報等、さわめて緊急時以外の電話利用の自粛 ●携帯電話会社各社による災害用伝言サービス等の利用方法 | 防災安全部 | 継続 |
| | 無線通信に関する関係者との連携強化 [市] | 無線を取り扱う事業所、民間団体等と連携し、情報収集拠点及び通信網の多ルート化を図る。 ●タクシー無線・MCA 無線取扱業者、アマチュア無線登録者 ●災害時相互協力協定の締結 ●情報連絡の訓練、技術研修の実施 | 防災安全部 | 短期 |

第3 災害時の広報体制の整備・強化

1 基本方針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 大量な広報ニーズに迅速に対応する ● 障がい者向、外国人向、その他専門的ノウハウが必要な広報に対応する |
|--|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-------|-----------------------|---|-------------|----|
| 機能・要員 | 多様な情報媒体の広報への活用 [市] | 市からの災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報をリアルタイムで提供する。 ●市ホームページによる情報提供（アクセス集中にも耐え得る災害に強い市ホームページの構築及びシステムダウン時の対応方法の検討） ●CATV、コミュニティFM局との連携 ●SNS等ソーシャルメディアの活用 ●代表電話による情報提供（各課からの情報提供によるものについて） | 政策経営部 各部 | 継続 |
| | | ●町田市WEBポータルサイトの活用 ●防災行政無線フリーダイヤルの活用 ●メール配信サービスの活用 | 防災安全部 | |
| | 代表電話機能の活用推進 [市] | 災害が予想される場合、早期に代表電話へ情報を集約することで、代表電話への問合せを通じた市民への迅速な情報提供の実現を目指す。 ●各部局から代表電話（広聴課）への早期情報集約 ●情報集約のための早期呼びかけ及び運用の確立 ●各部局の関係機関からの情報収集及び必要な情報の代表電話への提供 | 政策経営部 各部 | 継続 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|---------------|----------------------|--|---|----|
| | 災害時広報要員の養成・確保 [市] | 広報まちだの編集、アナウンス、要配慮者向け広報活動等に必要な広報要員の養成・確保を行う。 ●点字、手話、要約筆記、外国語技術等の資格取得奨励や養成 ●一般ボランティア登録、ボランティア団体等との連携による要員確保 | 政策経営部 地域福祉部 いきいき生活部 市民部 文化スポーツ振興部 | 短期 |
| 広報まちだ被災者支援情報 | 事前準備 [市] | 「広報まちだ被災者支援情報」を災害発生後2日目以降、毎日作成する体制を整備する。 ●第1号分発行原稿の事前準備 | 政策経営部 | 短期 |
| | 発行協力体制の整備 [市] | 編集から配達までの各分野にわたる関係業者と連携し、「広報まちだ被災者支援情報」を災害発生後速やかに発行する体制を整備する。 ●発行及び配布にかかる各業者等と連携 ●他市区町村との連携協力 | 政策経営部 | 短期 |
| 協力体制強化 [市] | 報道機関等との協力体制 | ラジオ・テレビ・新聞等報道機関と連携し、市からの救援・救護対策に関する情報等について、被災者の立場とそれぞれのメディアを活かした提供方法について検討する。 ●対応窓口の一元化、報道フォーマットの作成、広報対応の方針作成 ●聴覚障がい者、視覚障がい者、外国人への提供 ●地域に密着した情報提供 ●物資の流通等に係る情報提供の充実 ●市民・事業所・団体等との協定 | 政策経営部 | 短期 |

第4 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化

1 基本方針

- 大量かつ特殊な救援対策ニーズに対応する
- 官民を問わず、広域的に連携する

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------|--------------------------|--|----------------|----|
| 近隣との連携 | 防災会議の充実 [市] | 市及び各関係機関は、地域防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、相互の連絡を密にする。 ●対策項目ごとの部会の設置 | 防災安全部 | 短期 |
| | 近隣市区町村との連携強化 [市] | 近隣市区町村との連携を強化し、災害対策の適切な相互協力を図る。また、定期的な情報交換を行い、マニュアルの整備等を進める。 ●通勤・通学者等の安否情報の交換 ●行政境界地域における避難広場の相互提供 ●物資・人員等の相互応援 ●河川の総合的治水対策の推進 ●多摩25市3町1村、横浜市、川崎市、相模原市、大和市との相互応援協力の推進 | 防災安全部 政策経営部 | 短期 |
| 広域応援 | 広域的市区町村相互応援協定の締結 [市] | 広域交通体系を想定した災害時の相互応援協定を整備する。 | 防災安全部 政策経営部 | 中期 |
| | 救援物資の広域集配拠点の指定・整備 [市] | 大規模災害時における、広域的救援物資の受入・保管・仕分・配送を行う拠点を指定し、必要な環境を整備する。 | 経済観光部 | 中期 |
| | 広域応援体制の整備 [市] | 遠方での大規模災害発生時における長期的な職員の応援派遣に対する市の体制を整備する。 また、被災地支援業務について、明確に業務として位置づける。 | 総務部 各部 | 継続 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------|--------------------------------|---|----------------------|----|
| ボランティア | ボランティアの受け入れ体制の整備 [都・市] | <p>一般ボランティア、登録ボランティア、防災関係機関の対策事業に協力できる専門的知識技能を有する専門ボランティアのそれぞれの受け入れ体制をあらかじめ整備しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般ボランティア：社会福祉協議会を中心とする「町田市災害ボランティアセンター」の事前計画 ●登録ボランティア：各関係機関で受け入れ体制を整備 ●専門ボランティア：市は、各対策部内のセクションで、各関係機関はそれぞれに受け入れ体制を整備 ●ボランティアコーディネーターの育成・強化 ●市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築 ●市民や町内会・自治会等における受援体制の強化 ●ボランティア活動上の安全確保及び被災者ニーズ等の情報提供方策等の整備推進 | 地域福祉部 政策経営部 各部 | 短期 |
| | ボランティア等との連携・協力体制の整備 [市] | NPO 等民間ボランティア団体及びボランティア支援団体を把握するとともに、必要に応じて災害時の連携・協力体制について事前調整する。 | 地域福祉部 | 短期 |
| | ボランティア活動支援体制の整備 [市] | <p>ボランティア活動グループの育成と、グループの支援強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●啓発、普及、相談、情報提供、保険 | 地域福祉部 | 短期 |
| 受入体制 | <p>応援要請及び受援体制の整備 [都・市]</p> | <p>大規模災害発生時の関係機関、自衛隊、他自治体への応援要請方法を検討し、効率的運用に向け必要な整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受援計画の作成、改定 ●応援要請、受入、派遣実施手順の検討 ●災害対策本部及び各対策部への受援班（受援担当）の設置検討 ●各応援部隊の活動拠点の確保 ●受援対象業務の特定 ●マニュアルの作成 | 防災安全部 政策経営部 | 短期 |

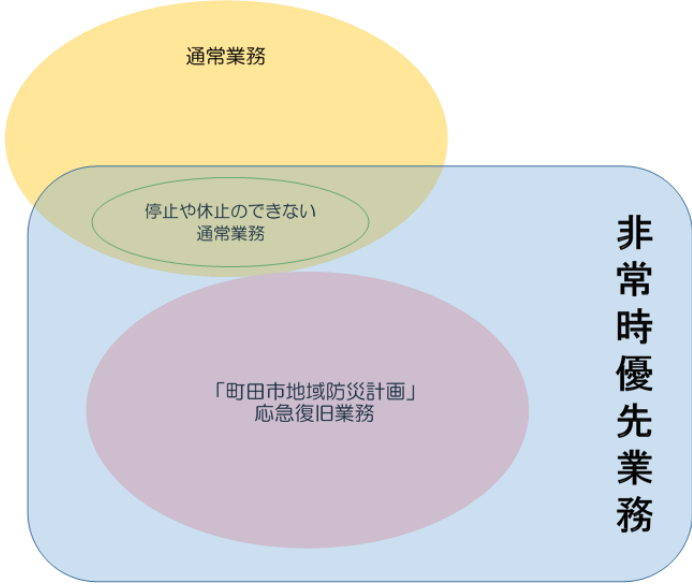
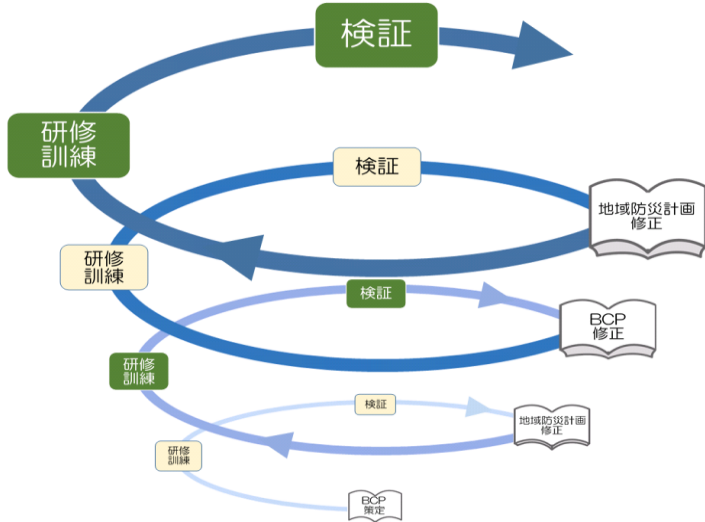
第5 「事業継続マネジメント」(BCM)の推進

1 基本方針

- 町田市事業継続計画(BCP)に基づき、非常時優先業務実施対策及び教育・訓練を行い、その結果を点検して計画の課題や是正処置を検討し、計画の見直しを行う、事業継続マネジメント(Business Continuity Management、以下「BCM」という)を推進する
- 災害時に市の各部局の機能をあらかじめ定められた優先順位に基づき効果的に復旧させ、被害の影響を最小限に抑える
- 事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図る

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--|--------------------|--|----------------------|----|
| 町田市版のBCMの推進 | 町田市版のBCMの促進 [市] | <p>市は、災害に備えて平常時から体制整備を行い、災害が発生した場合に、市民の生命・身体・財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。</p> <p>応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、再開可能な業務から順次復旧できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要があることから、市では、災害時に市の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、市政のBCPを策定している。</p> <p>市政の機能を確保するために、計画の策定にとどまらず、非常時優先業務実施対策及び教育・訓練を行い、その結果を点検して計画の課題や是正処置を検討し、計画の見直しを行う。</p> <p>また、被害想定や災害規模に応じた非常時優先業務の見直し、近年のテレワークやWeb会議等を踏まえた態勢の構築など、市政を取り巻く状況の変化に応じ柔軟に計画の改善を図っていく。</p> <p>BCMを推進し、災害対策のブラッシュアップを行う。</p> | 防災安全部 政策経営部 各部 | 長期 |
| <p>●町田市BCPの役割</p> <p>町田市BCPは、発災直後から、市として全庁を挙げて災害対応に当たるために、通常業務は市民から真に必要とされる最低限のものに限定し、注ぎこむことのできる全ての人的・物的資源を応急復旧業務に充てることで、早期かつ高いレベルで非常時優先業務(下図)を実施することを目的に策定している。災害時には、町田市BCPに基づき、各対策部が時系列ごとに必要となる業務を選別し、優先順位が高いものから業務を行っていく。</p> <p>なお、災害後に活用できる資源に制限がある状況を想定し、業務のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などについても併せて定めている。</p> | | | | |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|------------|---------------------------|---|----------------|----|
| | <p>■非常時優先業務の範囲</p> |  | | |
| | <p>■町田市版BCMのイメージ</p> | <p>BCMの推進では、事業継続計画の策定にとどまらず、研修・訓練、点検・見直しを踏まえ、災害対策のさらなる向上を図る。町田市BCPでは、この従来の考えに加え、BCPの修正サイクルに地域防災計画の修正内容を取り込み、BCPの修正から明らかとなった課題を地域防災計画の修正に反映させ、両計画の修正を相互に循環させる「町田市版BCM」について定めている。</p>  <p>(町田市事業継続計画(地震編)2021年度(令和3年度)より)</p> | | |
| 事業所のBCPの策定 | 事業所のBCPの策定 促進 [都・市] | <p>事業所のBCP策定に関する啓発活動を通じ、BCMの推進を図り、顧客や従業員の安全確保及び地域の早期復興に繋げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●BCPを策定した企業が取り組む対策に係る費用の補助の案内 ●市内中小企業が自社で開発・製造した、都市防災力を高める優れた技術・製品等の改良・実用化及び販路開拓に係る経費の助成の案内 | 防災安全部 経済観光部 | 短期 |

第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備

◆ 施策の体系

| | |
|------------------------|--|
| 第1 消防体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> — 出火防止対策の強化 — 地域ぐるみ初期消火体制の整備・強化 — 震災時にも発揮できる消防力の整備・強化 |
| 第2 危険物・有毒物等対策 | <ul style="list-style-type: none"> — 立入検査の実施 — 改善指導の実施 — 自主保安体制の確立 — 危険防除のための消防力等の強化 — 石綿飛散防止 |
| 第3 救助・救急体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> — 資機材・協力体制の充実 — 地域の救出・救護能力の強化 — 都・消防署・警察署等救助隊等との連携強化 — 救出救助活動拠点の整備 |
| 第4 災害時医療救護 ・保健体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> — 医療救護・保健体制の整備 — 後方医療体制の確立 — 救急医薬品・医療資機材等の備蓄整備 |

第1 消防体制の強化

1 基本方針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 同時多発出火及び老朽木造建築物の密集地域における延焼火災を防止する ● 地域における初期消火体制を強化する ● 震災時においても発揮できる消防体制を整備する |
|--|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----------------------------|--------------------------------|--|-------|----|
| 出 火 防 止 対 策 | 火気使用設備・器具の 安全化 [都・市・消防署] | 各家庭、事業所に対し、広報・訓練・技術指導等あらゆる機会を利用し、出火防止措置や安全対策について普及促進する。 ●対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底 ●火気使用設備の固定 ●各種安全対策の推進 ●火気使用設備の器具の点検整備 | 防災安全部 | 継続 |
| | 石油等危険物施設の安全 対策 [都・消防署] | 石油等の危険物施設に対して、立入検査の強化等により出火防止、流出防止を図っていく。 ●耐震性強化及び適正な貯蔵取扱いの指導 ●自衛消防体制及び防災資機材の整備 | 防災安全部 | 継続 |
| | LPGガス設備の安全化 [都] | LPGガスを取扱う家庭及び事業所に対して、販売事業者等の協力を得て、安全化の指導促進を図る。 ●容器の転倒防止及びガス放出防止機の設置 ●ガスの漏洩防止及び漏洩拡大防止の普及 ●一酸化炭素中毒防止など安全器具の普及 | 防災安全部 | 継続 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|-------------------------|---|-------|----|
| | 化学薬品への安全対策 [都・消防署] | 化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的実施し、個別に具体的な安全対策を指導する。 ●薬品容器の落下、収納棚の転倒防止措置 ●適正保管と整理整頓の推進 ●初期消火資機材の整備 ●混合、混触発火性物品の近接貯蔵防止処置 | 防災安全部 | 継続 |
| | 電気設備等の安全対策 [都・消防署] | 火災予防条例による変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備の保守・管理を徹底するとともに、安全対策の強化を図る。 ●電気火災の防止に向けた普及啓発の推進 ●耐震化・不燃化、出火防止等の強化 ●安全対策基準の作成 ●震災時の電気器具や配線からの出火防止のため、信頼性の高い安全装置の設置の指導 ●電気事業者等に対する出火防止対策を講じた装置の開発の要請 | 防災安全部 | 継続 |
| | その他出火防止の査察指導 [都・消防署] | 人命への影響が極めて高い百貨店・病院等の防火対象物や多量の火気を使用する工場等へ重点的に立入検査を実施し、指導する ●火気使用設備の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置 ●災害時の従業員の対応要領 ●その他の事業所への立入検査や一般住宅への防火診断を通じて指導を行う ●地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行う ●製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）、化学反応工程を有する一般取扱所に対して ・立入検査の実施 ・適正な貯蔵取り扱い ・出火危険排除のための安全対策の指導 | 防災安全部 | 継続 |

第2章 災害予防計画

第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|------|---------------------|---|-------|----|
| | 市民指導の強化 [都・消防署] | <p>各家庭における震災時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育の推進と防災行動力の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底 ●ガス漏れ警報器、漏電しゃ断器、住宅用火災警報器の普及 ●家具類の転倒・移動、日用品等の落下防止の徹底 ●火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底 ●カーテンなどの防災品の普及 ●灯油など危険物の安全管理の徹底 ●停電時及び停電復旧時（通電火災等）の防火安全対策等の周知・啓発 ●防災訓練への参加 ●起震車を活用した「身体防護・出火防止体験訓練」の推進 ●デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実 ●地震が起きた際には、まず身の安全の確保を図り、火気使用時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末を行うことの徹底 ●「地震 その時10のポイント」及び「地震から命を守る『7つの問いかけ』」の普及促進 ●避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認など出火防止の徹底 ●ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底 ●ライフラインの復旧における電気・ガス器具からの出火防止の徹底 | 防災安全部 | 継続 |
| 初期消火 | 初期消火資機材の普及 [都・市] | <p>各家庭や事業所等における、社会環境に即した消火資機材の普及を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消火器、三角消火バケツ等の普及啓発 ●避難行動要支援者への住宅用スプリンクラーの普及 ●消防用設備等の適正化指導 ●震災時における機能の確保 ●耐震処置の推進についての指導を強化する ●初期消火対策に関する研究開発 ●住宅用火災警報器をはじめとした住宅用防災機器の普及 | 防災安全部 | 継続 |
| | 街頭消火器の設置事業 [市] | <p>地域組織の管理のもと、50世帯に1本を基準に街頭消火器を設置する。</p> | 防災安全部 | 継続 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-------------------|---------------------------------------|---|-------|----|
| | スタンドパイプを利用した地域の初期消火能力の向上 [都・市・消防署] | 道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設を水源として自主防災組織が活用し、震災時の初期消火活動を実施できるよう、消防署・市が連携して、普及啓発を図る。 ●スタンドパイプの自主防災組織への普及 ●自主防災組織による発災対応型訓練など実災害に則した訓練の支援 | 防災安全部 | 継続 |
| | 市民、事業所の自主防災体制の強化 [市・消防署] | 市民の防災行動力の向上のため、段階的な体験ができるような訓練を推進し、要配慮者および外国人を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。 また、町田市が実施する自主防災組織を対象とした講習会や町田消防署が実施する「町田防火防災コーディネーター講習」の推進等を通じて地域防災活動のリーダーを育成する。 事業所については、防災計画の推進、各種訓練等を通じた防災行動力の向上、自主防災体制の強化、事業所相互間の協力体制の強化、防災市民組織等との連携強化、地域との協力体制づくりの推進を図る。 | 防災安全部 | 継続 |
| 消防 力 強 化 | 消防団の活性化 [市・消防署] | 消防団機能及び活動基盤の充実・強化を図るため、資機材・要員を整備・増強する。 ●消防器具置場建設事業・耐震化促進 ●消防用資機材の計画的導入・配備 ●消防団の活動拠点となる敷地の確保 ●消防団員募集事業の強化 ●学生や女性の消防団への入団・定着促進のため、対象に応じた募集活動の実施 ●電力供給不足時における消防活動体制の整備推進 ●教育訓練の推進により消防団員の応急救護技能を向上 ●各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練の実施 ●新入団員への教育の実施 ●消防団員が有している重機操作、自動車等運転等の各種資格を災害時に有効活用できるよう訓練を推進 ●消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定 ●自主学习用教材、eラーニング等の活用による能力開発の促進 | 防災安全部 | 継続 |

第2章 災害予防計画

第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|---------|--------------------|--|-------|----|
| 森林火災の予防 | 森林火災の予防対策 [市] | 市長が森林法に基づき火入れを許可するとき、または国もしくは地方公共団体が火入れするときは、所轄消防署に協議するとともに、実施の日時、場所、責任者の住所、氏名等必要事項を管轄警察署長に通報する。 | 防災安全部 | 継続 |
| | 森林火災の予防対策 [都] | 森林火災の未然防止のため、次のとおり実施する。 ●森林の巡視、指導の励行 ●森林内でのたき火・喫煙等の指導 ●防火標識の設置・充実 ●歩道や防火線の整備 ●ポスターの掲示 ●通信機器の整備 | 防災安全部 | 継続 |
| | 森林火災の予防対策 [消防署] | 森林火災の未然防止のため、次のとおり実施する。 ●予防広報・防火パトロールの実施 ●林野に近接した民家の防火診断の実施 ●消防活動訓練の実施 ●各種指導の徹底 | 防災安全部 | 継続 |

第2 危険物・有毒物等対策

1 基本方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 危険物・有毒物取扱施設の安全対策の推進を強化する ● 危険物・有毒物等の出火・漏洩・爆発等を防止する |
|---|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-------|---------------------------------|---|-----------------|----|
| 立入検査 | 立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導 [市・消防署] | 事業所からの情報収集に努め、必要に応じ、都およびその他関係機関・団体等と連携して、立入検査を実施し、法令に基づく規制の強化、改善の指導を行うとともに、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるよう指導する。 | 防災安全部 各施設所管部 | 継続 |
| 改善・指導 | 取扱施設の改善・指導 [都・消防署] | 関係機関・団体等と連携して、各施設管理者に対し、対象施設の立入検査の結果を踏まえて改善・指導を行う。 | 防災安全部 各施設所管部 | 継続 |
| | 危険物施設等 | 各対象物について、位置・構造・設備及び管理状況等の関係法令基準への適合性を定期的に検査する。 ●施設設備の不備欠陥事項の改善指導 ●タンクローリー・危険物搬送車両の一斉査察 ●危険物の運搬また配送中における連絡用資料（イエローカード）の車両積載の確認及び活用の推進 | | |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------|------------------------|---|------------------------|----|
| | 高圧ガス施設等 | <p>法令等に基づく立入検査を定期的実施するほか、高圧ガス等の貯蔵取扱届出を促進し、適正な指導に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●火気使用設備の位置・構造・取扱管理等 ●施設の耐震性向上 ●防災計画指針を踏まえた危害予防規程の改正等 | | |
| | 劇物・毒物、化学薬品等保管施設 | <p>登録・届出義務のある事業所の定期監視のほか、使用量が多く注意を要する「非届出業務上取扱者」の事業所についても検査・指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●適切な取扱い ●施設の安全化 ●事業所防災計画の作成指導 ●PCBの保管状況等の情報共有 | | |
| | 放射線等使用施設 | <p>関係施設の火災予防立入検査を実施するほか次の事項について指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係施設及び周辺 ●放射性物質の適切な管理と予防措置 ●消防計画の策定 ●予防管理組織、自衛消防組織等の設置 ●事業所防災計画の作成指導 | | |
| | 温泉における可燃性天然ガス安全対策 | <p>温泉の掘削時、採取時及び廃止時における可燃性天然ガスによる災害の防止を指導する。</p> <p>温泉法に基づき掘削時及び採取時の災害防止規程を作成させ、日常点検及び自主保安体制を確立させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●温泉掘削許可及び温泉採取許可申請時の事前指導 ●温泉掘削工事現場及び温泉施設の立入検査 ●温泉採取施設の温泉安全管理担当者を対象とした講習会を開催 | | |
| 自主保安体制 | 自主防災体制の確立指導 [都・消防署] | <p>関係機関・団体等と連携して、各施設管理者に対し自主防災体制の確立を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●耐震性強化の指導、立入検査の実施 ●事業所防災計画の作成促進・指導及び作成状況の確認 ●消防法等に基づく自衛消防組織結成の指導 ●自主防災体制の整備、活動要領等の制定、防災資機材の整備促進など出火防止や流出防止対策の推進 | 市民部 防災安全部 各施設所管部 | 継続 |
| | 危険物対策 | <ul style="list-style-type: none"> ●施設の点検及び取扱作業等の適正 ●予防規程の作成 ●施設規模・実態に応じた自衛組織の設置 ●保安教育、防衛活動 ●消火薬剤、流出油処理剤、中和剤等の備蓄 ●自衛消防隊の相互応援体制の促進 | | |

第2章 災害予防計画

第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------|--|---|-----------------|----|
| | <p>高圧ガス・液化ガス・劇毒物等対策</p> <p>放射線物質対策</p> | <p>建築同意の段階での適切な指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防火上の欠陥是正、消火活動の障害物除去 ●消防用設備等の設置、初期消火体制の整備 <p>また、消防法第8条に基づく防火に関する消防計画の作成を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象物の実態・危険性を考慮した計画 ●自衛消防隊の訓練 <p>消防法第7条の規定により、建築同意する場合、次の事項について指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消火作業時の汚染拡大防止 ●固定消火装置の設置 <p>また、同法8条に基づき、消防計画を策定すべき施設に対して、次の事項を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貯蔵取扱い等をする放射性物質の変更届出 ●火災発生時の放射性物質の所在 ●到着消防隊と連絡要員の指定等 | | |
| 消防力強化 | 危険防除のための消防力の強化 [都] | <ul style="list-style-type: none"> ●災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 ●航空消防活動態勢の整備 ●関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 | 防災安全部 各施設所管部 | 短期 |
| 石綿飛散防止 | 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築 [都] | <p>都は、災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、住民等へ周知するとともに、災害時に住民、作業員、ボランティア等へ配布する周知用チラシを準備する。</p> <p>都・協定締結団体・市が協力して、年1回災害訓練を実施する。</p> | 防災安全部 | 継続 |

第3 救助・救急体制の整備

1 基本方針

- 救助・救急機関の能力を大幅に上回る対応件数を想定する
- 一刻を争う救助・救急事案（挫滅症候群等）を想定する
- 地震発生直後の救出・救護活動を地域ぐるみ（市民や事業所）で行う

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-------------|---------------------------|--|--------------|----|
| 資機材・協力体制の充実 | 救助・救急資機材の整備 | | | |
| | 市の備蓄整備 [市] | 市の保有する初動期救出・救護用資機材の更新・整備を推進する。 ●大ハンマー、チェーンソー、大型バール、のこぎり、鉄線鋏、スコップ、救助ロープ等 | 防災安全部 | 短期 |
| | 警視庁の体制強化 [都] | 町田警察署及び南大沢警察署において、震災時の救出救助資器材を逐次整備する。 | 防災安全部 | 短期 |
| | 東京消防庁の体制強化 [都] | 町田消防署に資機材を整備するとともに、各消防署に災害初期の救急用資機材を整備する。 ●多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の活用による外国人への救急対応の充実強化 | 防災安全部 | 短期 |
| | 地域が一体となった協力体制づくりの推進 | 災害時において周囲の状況変化に的確、安全な避難行動をとることが困難である避難行動要支援者（高齢者・身体障がい者等）の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。 ●避難行動要支援者を近隣で助け合う地域の協力体制づくりの推進 ●社会福祉施設等の被災に備え、町内会・自治会・自主防災組織、近隣事業所、ボランティア等による協力体制づくりの推進 | | |
| | 町田市建設業協会等との応援体制の強化 [市] | 町田市建設業協会、土木関係団体等との連携を強化する。 ●救助用資機材・作業員の派遣協力 ●実施細目の策定 | 防災安全部 道路部 | 短期 |

第2章 災害予防計画

第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-------------|------------------------------|--|-------|----|
| 地域の活動強化 | 消防団の救出・救護活動力強化 [市] | 消防団の応急救護資機材等の増強・充実を図る。 ●担架、簡易救助器具等の整備 ●応急手当普及員の養成 ●市民への救出・応急救護の教育・訓練 | 防災安全部 | 短期 |
| | 地域の救出・救護活動能力の強化 [都・市・消防署] | 消防署と協力し、自主防災組織や事業所等へ、救出救護に関する啓発を行う。 ●地域組織、事業所等での訓練指導による、救出救護知識・技術の普及・向上 ●応急救護訓練の積極的実施、地域・事業所内での応急手当の指導者の養成 ●町田市が自主防災組織を対象に実施する講習会や町田消防署が実施する「町田防火防災コーディネーター講習」の推進等を通じた地域防災活動のリーダーを育成 ●東京消防庁災害時支援ボランティアの育成強化 ●救助に対する応援協力団体と地域組織との連携体制づくり ●救助従事者の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うための連携体制の強化 | 防災安全部 | 短期 |
| 連携強化 | 警察等救助隊との連携強化 [国・都・市] | 警察機関・消防機関・自衛隊等他機関救助隊との連携を強化する。 ●同時多発型救助事象への対応体制 ●重症患者（挫滅症候群の者を含む）の救命対策 | 防災安全部 | 短期 |
| 救出救助活動拠点の整備 | 広域応援部隊の活動拠点の整備 [都・市] | 消防関係機関が、大規模災害時における被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点として、町田消防署を位置づける。 また、平常時に消防団、消防署の訓練施設として活用する。 ●広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペースの整備 ●広域支援・救助部隊等の活動拠点として、緑ヶ丘グラウンドの活用 ●消防団・消防署が使用する訓練施設の活用 ●木曾山崎公園（大規模災害発生時のヘリポート）の有機的活用 ●町田市立野津田公園（大規模救出救助活動拠点）の有機的活用 ●町田市民球場及び鶴見川クリーンセンター（医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場）の有機的活用 | 防災安全部 | 短期 |

第4 災害時医療救護・保健体制の整備

1 基本方針

- 被災地内医療機関の医療救護能力が大幅にダウンすることを想定する
- 同時多発的な救急医療事案を想定する
- 被災地外の医療機関への迅速な転送体制を整える
- 精神科救急医療活動を整える

2 事業計画

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------------|---------------------------|--|------|----|
| 医療救護・保健体制の整備 | 医師会、歯科医師会等との連携強化 [市] | 市医師会、歯科医師会等との連携を強化し、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確保を図る。 ●災害時マニュアルの作成、訓練の実施 ●トリアージ技術の研修実施等 ●災害時の医師等人材確保に関する制度の検討 | 保健所 | 短期 |
| | 市災害医療コーディネーター機能の強化 [市] | 市内の災害時医療救護活動を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを任命する。 【市災害医療コーディネーターの位置づけ】 ●市により指名された、災害医療に精通した医師は、原則として災害時には市庁舎に参集し活動する ●災害時には東京都地域災害医療コーディネーター（南多摩医療圏）と連携し、災害医療活動を統括・調整する町田市に助言する 市災害医療コーディネーターは市庁舎にて災害対策本部の情報を元に、救護統括班・保健班・衛生班及び医師会と連携して活動を行う。 市は、緊急医療救護所を設置して、重症者や中等症者等の収容・治療を担う病院の医療が円滑に実施される体制を整備する。 また、市内の医療救護活動体制を把握した上で、災害医療コーディネーターの判断のもと救護連絡所を準備、設置する。 また、二次保健医療圏ごとに実施する図上訓練、情報通信訓練等に参加する。 | 保健所 | 短期 |
| | 保健医療調整本部の設置 [市] | 保健医療調整本部を設置して、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。 | 保健所 | 中期 |

第2章 災害予防計画

第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------|-------------------------------|--|------------------------|----|
| | 市内災害医療拠点の確保・整備 [都・市] | 災害発生直後の医療救護活動の拠点となる医療施設を確保し、計画的に整備する。 ●耐震診断、耐震補強の促進 ●人工透析設備、自家発電装置、井戸・受水槽等の耐震化等の整備 ●医療用の水の確保等非常時対応計画の策定 ●難病等在宅で医療ケアが必要な人への体制の確保 ●病院及び薬局等のBCP策定の促進 ●通信機器の多重化 ●通信に関する非常用発電機の導入促進 ●常用及び非常用の自立分散型電源の設置推進 ●緊急医療救護所の設置場所の確保 | いきいき生活部 保健所 市民病院 | 中期 |
| | 救急救護活動拠点の機能整備 [市・医師会・薬剤師会] | 市内の救急救護活動拠点である、災害拠点連携病院(連携病院)・震災時医療拠点の機能の充実を図る。 ●連携病院(及びその敷地内に設置する緊急医療救護所)における運用方法の確立 ●連携病院における医療資機材等の整備 ●震災時医療拠点における拠点開設手順等の確立 ●震災時医療拠点へ配備する医療資機材等の整備の検討 ●各拠点への医療従事者(医師・薬剤師・看護師等)配置体制の確立 ●災害用医薬品の配備 | 防災安全部 保健所 | 短期 |
| | 精神医療体制の確保 [都・市] | 都(福祉局・保健医療局)、市医師会、市内の医療機関等が協力し、災害対策を考慮した精神科救急医療体制を確保する ●医師、保健師、看護師、カウンセラー、PSW(精神保健福祉士)等の確保 ●災害時のメンタルヘルスクエア実施体制の整備 | 保健所 地或福祉部 | 短期 |
| 後方医療 | 広域の後方支援医療機関ネットワークの確保 [都・市] | 都・市・隣接市町との後方支援医療ネットワークを強化する。 ●多摩地域、神奈川県との協力強化 ●医療情報の一元化促進 | 市民病院 保健所 | 短期 |
| ・医薬品 | 災害用医薬品等の配備 [市] | 救急救護活動拠点施設に災害用医薬品等の配備を進める。 ●医師・薬剤師による医薬品配備計画の検討 ●医薬品・医療資機材等の備蓄と調達計画 | 保健所 防災安全部 | 短期 |
| ・医療資機材 | 医薬品販売業者・薬剤師会等との協力体制の確保 [市] | 市薬剤師会・医薬品卸業者との協力関係をより強固なものとする。 ●協力協定に基づく連絡体制の構築 ●災害時の医薬品調達実施手順の確立 ●町田市災害薬事センターの運用方法の確立 ●訓練等の実施検討 | 保健所 防災安全部 | 短期 |

第2章 災害予防計画
第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|------------------------------------|--|--------------|----|
| | 緊急医療救護所と近隣薬局との協力体制構築 [市・都・薬剤師会] | <p>医薬品の市外からの供給が困難な発災直後において、医療活動を行う災害拠点病院及び災害拠点連携病院等の近隣の薬局が、緊急医療救護所等で手当てを受けた軽症者に対し、医薬品の処方（災害時処方）を行えるよう、体制を構築していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●協力関係の構築 ●共同での災害医療救護訓練実施 ●災害処方箋等の様式の共通化 | 保健所 防災安全部 | 中期 |

第5節 公共公益・ライフライン施設の応急復旧体制の整備

◆ 施策の体系

| | |
|------------------------------|------------------------------------|
| 第1 ライフライン・道路・鉄道等の 応急体制の整備 | 代替サービス提供のための整備・強化 非常時活動体制の整備・強化 |
| 第2 都市公共施設の整備 | 非常時活動体制の整備・強化 施設・設備の整備・強化 |

第1 ライフライン・道路・鉄道等の応急体制の整備

1 基本方針

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に代替サービスを供給する ● 関係機関の相互協力により、災害復旧を迅速かつ効率的に行う |
|---|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|---------|----------------------------------|--|-----------------|----|
| 代替サービス | 災害用伝言サービスのPR [NTT東日本・その他電話会社] | 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用伝言サービスの周知を徹底する。 | 防災安全部 | 継続 |
| 非常時活動体制 | 迅速な被害情報把握 [市] | 市民通報アプリ「まちピカ町田くん」により、道路被害状況等についてICTを活用した迅速な被害情報把握を図る。 | 道路部 | 継続 |
| | 復旧マニュアルの作成 [各ライフライン機関] | 震災時の迅速な非常活動体制の確立、二次災害防止、効率的な復旧を行えるよう、マニュアルを整備する。 | 防災安全部 各施設所管部 | 短期 |
| | 鉄道の非常活動体制の整備・強化 [各鉄道会社] | 大規模災害時（震度6弱以上の地震発生等）の、運転再開指示、被害状況報告等、乗客の安全確保を的確に行う体制を整備し、社会的影響を回避する。 ●震災対策本部体制の社員への周知 ●緊急停止装置の整備 ●運転士、指令間の情報連絡設備の整備 ●資機材・物資等の備蓄 ●都・市・関係機関等との連携体制強化 ●事業所防災計画の作成 | 防災安全部 | 継続 |
| | 水道の緊急時体制の強化 [都] | 地震発生等の緊急時に備え、応急復旧・給水体制を確立する。 ●漏水調査作業の充実化、漏水の早期発見のPR促進 ●必要な給水機材の備蓄 ●安全な飲料水の確保と供給体制の整備 | 防災安全部 | 短期 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|---------------------------|---|------|----|
| | 下水道機能の維持・早期回復体制の強化 [市] | 災害時に迅速に対応できる体制を確立する。 ●「町田市下水道事業継続計画（下水道BCP）」の運用と水害編の策定、訓練の実施 ●都・多摩地区市町村との連携強化（「多摩ルール」や災害時協定の締結） | 下水道部 | 継続 |

第2 都市公共施設の整備

1 基本方針

| |
|-------------------|
| ● 災害時にも施設の機能を維持する |
|-------------------|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|---------|-----------------------|--|-----------------|----|
| 非常時活動体制 | 各施設における防災体制の整備 [市] | 施設の特性に応じて、災害時の職員・施設利用者の行動を想定し、障がい者や外国人に配慮しながら安全対策を講ずる。避難施設に指定されていない施設においては、利用者の指定避難施設への誘導や災害対策本部への備蓄物資の供給依頼等の方法についても検討する。 ●防災手引書の作成 ●実践的な訓練の定期的実施 ●要配慮者および外国人に配慮した施設内外の標識・案内板等の設置 ●避難者誘導マニュアルの作成 | 防災安全部 各施設所管部 | 短期 |
| 施設・設備 | 各施設における防災点検の実施 [市] | 普段から施設内の危険排除に努める。 ●事務用機器・備品類の固定 ●危険物等の引火性物質の安全管理 ●施設建物及び扉等の防災性能の調査・補強 ●防災設備の作動点検等 | 防災安全部 各施設所管部 | 短期 |
| | 行政情報電算処理の災害対策 [市] | 災害によるシステム障害を最小限にとどめ、迅速なシステム復旧を行えるよう対策を講じる。 ●バックアップデータの分散保管 ●非常時専用回線の確保 ●自立・分散型電源の活用によるエネルギーの確保 | 政策経営部 各部 | 短期 |

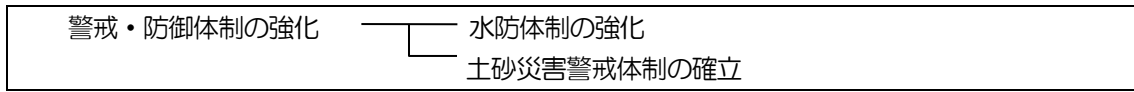
第2章 災害予防計画

第5節 公共公益・ライフライン施設の応急復旧体制の整備

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|-------------------------------------|--|-----------------------|----|
| | 災害危険性を考慮した 施設整備の推進 [市] | <p>市が整備する新規施設及び施設改修において、その所在地における災害危険性等を考慮して、施設整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の危険性を考慮した立地及び設備等の検討 ●災害危険性がある場所に所在する施設における防護措置等の検討 ●施設内での利用者保護及び職員の安全確保等の運用確立 | 各施設所管部 | 継続 |
| | 町田市バイオエネルギーセンターの防災機能の整備 [市] | <p>町田市バイオエネルギーセンターに、避難のための施設としての機能を追加し、所在する地域における避難施設の配置を充実させていく。</p> <p>また、当該地はライフライン復旧活動拠点として、電力・ガス・通信等事業者の広域応援を受け入れるための候補地（大規模救出救助活動拠点（屋内施設）候補地）に指定されており、その有機的活用を図っていく。</p> | 環境資源部 防災安全部 | 短期 |
| | 中学校給食センターの防災機能の整備 [市] | 2024年度から順次開所する中学校給食センターについて、災害時に食の面から活躍する施設として、その機能の充実を図っていく。 | 学校教育部 防災安全部 | 短期 |
| | （仮称）子ども・子育てサポート等複合施設の防災機能の整備 [市] | （仮称）子ども・子育てサポート等複合施設においては、地域の安全・安心を守る施設として、既存施設である教育センターと同様に地震時における避難施設機能が維持できるよう、建物の構造を計画するとともに、防災備蓄倉庫、マンホールトイレ等の避難施設機能として必要な諸室、機能を整備する。 | 政策経営部 財務部 防災安全部 | 短期 |

第6節 水防・土砂災害警戒体制の整備

◆ 施策の体系



1 基本方針

- 降雨時に洪水を防御し、被害を軽減する
- 震災時、降雨時の土砂災害発生を未然に防止する

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|---------------|---------------------------------------|---|---|----|
| 水防体制・土砂災害警戒体制 | 水防施設・資機材の整備 [都・市] | 水防倉庫の設置及び資機材の種類、数量、配置等の管理について万全を期する。 ●必要資機材の備蓄、更新、補充及び拡充 ●災害応急対策等に必要な車両・資器材等の水没を回避するための対策の実施 | 防災安全部 各部 | 継続 |
| | 水防災総合情報システムの活用 [都・市] | 都が構築する水防災総合情報システムの有効活用に努める。 ●水位計・雨量計観測データ、静止画像（カメラ画像）等の把握等 | 防災安全部 下水道部 道路部 | 継続 |
| | 防災情報の提供の充実 [国・都・市] | 的確な警戒避難体制が講じられるよう、精度の高い予測情報等を提供できる体制を構築する。 ●中小河川等における洪水予測等の充実 ●市長が的確に避難指示等の発令をするための情報の充実 ●災害を実感でき判断・行動に役立つ情報の提供 ●民間気象会社より提供された地域雨量情報の市ホームページ等での提供 | 防災安全部 | 長期 |
| | 浸水する可能性のある箇所及び地下街・要配慮者利用施設等の把握 [市] | 浸水予想区域図及び既往の浸水箇所等を踏まえて、道路冠水が予想される箇所・浸水の可能性のある施設等を把握する。 ●道路冠水が予想される箇所 ●地下街（不特定多数が利用する可能性のある地下施設） ●要配慮者利用施設 | 防災安全部 下水道部 道路部 いきいき生活部 保健所 地域福祉部 子ども生活部 | 短期 |

第2章 災害予防計画

第6節 水防・土砂災害警戒体制の整備

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|--|---|-------|----|
| | 地下街等における避難誘導體制の整備及び浸水防止のための措置 [国・都・市] | 浸水が予想される地下街等の事業所に対し、雨量情報の収集及び浸水が予想される場合の避難誘導體制等、施設利用者の安全確保対策の整備及び浸水の防止を図るために必要な訓練等を推進する。 ●避難確保計画及び浸水防止計画の作成※ ●訓練の実施※ ●自衛水防組織の設置 ※水防法第15条の2により策定・実施が義務付けられた浸水防止計画・避難確保計画及び訓練を指す。 なお、地下街等の範囲は次のとおりとする。 ●延べ面積千平方メートル以上の地下街（消防法施行令別表第1（十六の二）項） ●地階を消防法施行令別表第1（一）項から（五）項まで、（九）項イ並びに（十六）項イに掲げる用途に供している、かつ、地階の床面積の合計が5千平方メートル以上の施設（ただし、施設関係者のみか利用する施設は除く） ●その他市長が必要と認める施設 ※地下に建設が予定されている施設又は建設中の施設で上記に該当する施設も含む | 防災安全部 | 継続 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|------------------------------|--|--|----|
| | 要配慮者利用施設における避難誘導体制の整備 [市] | <p>浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内に所在する要配慮者利用施設に対し、利用者の円滑な避難誘導が可能となるよう、対策を促し、必要に応じて助言又は勧告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難確保計画の策定と市への報告※ ●訓練等の実施と市への報告※ ●自衛水防組織の設置の推進 <p>※水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2により策定・実施が義務付けられた避難確保計画及び訓練を指す。</p> <p>避難確保計画は、当該施設ごとに、「水害時の防災体制」「情報収集及び伝達」「避難する場所・避難経路・誘導方法」等について定めるものとなる。</p> <p>なお、要配慮者利用施設の範囲は次のとおりとする。</p> <p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、身体障がい者社会参加支援施設、障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、家庭的保育事業の用に供する施設、小規模保育事業の用に供する施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、病院、診療所、助産所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校</p> <p>※医療施設については有床施設に限る</p> | <p>防災安全部 いきいき生活部 保健所 地域福祉部 子ども生活部 各部</p> | 継続 |

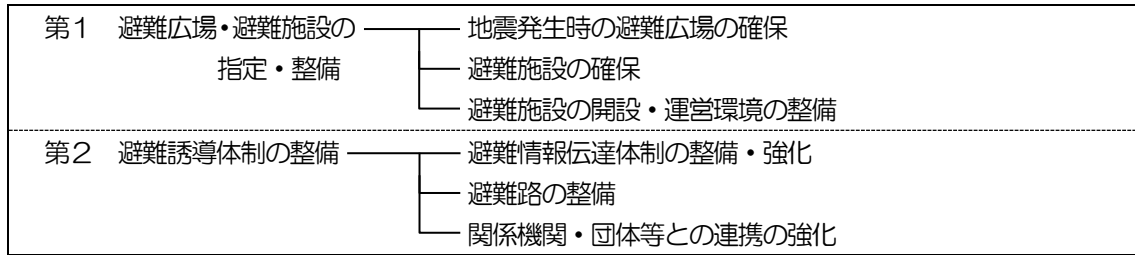
第2章 災害予防計画

第6節 水防・土砂災害警戒体制の整備

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|--------------------------|--|------------------------|----|
| | 広報・PR活動 [都・市] | 市民が、避難指示等の情報の入手如何にかかわらず、自らが的確な判断・避難を行えるよう、防災意識向上のための広報・PR活動を行う。 ●洪水・土砂災害ハザードマップを活用した周知 ●河川清掃活動等民間活動の育成 ●パンフレット等の配布 ●土砂災害防止月間における広報活動や防災訓練等を実施 ●住民主体のハザードマップの作成等、住民の取組の活発化を支援 ●地区の防災リーダーについて、講習会の実施等を通じて育成 | 防災安全部 | 長期 |
| | 土砂災害警戒区域等の把握・啓発 [都・市] | 集中豪雨等による、崖崩れや擁壁等の崩壊の危険がある居住者宅へ、危険箇所・災害についての予防策の周知を行う。 ●土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施 ●新規危険箇所の把握・指定 ●梅雨・台風期の巡視強化及び注意呼びかけ ●洪水・土砂災害ハザードマップによる周知 | 防災安全部 都市づくり部 道路部 | 継続 |
| | 土砂災害警戒体制の確立 [都・市] | 雨期や地震発生後の、危険性のある斜面や土石流危険溪流についての警戒体制を確立する。 ●地震・集中豪雨時の巡視 ●土砂災害防止法により、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域等については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める ●土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により市民への周知を図る ●建設防災ボランティアとの連携強化 ●資機材や通信手段等の確保・調達計画等の確立 | 防災安全部 道路部 都市づくり部 | 継続 |
| | 洪水・土砂災害ハザードマップの充実 [市] | 公表した洪水・土砂災害ハザードマップについて、内容の充実を図る。 ●洪水予報の伝達方法、防災気象情報、避難施設等の記載の充実 ●土砂災害警戒区域等の指定の見直しに応じた更新 | 防災安全部 | 継続 |
| | 応急体制の確立 [国・都・市] | 土砂災害や公共土木施設被害の応急対策を支援する専門家等の派遣・受け入れ体制を整備する。 ●被災宅地危険度判定士、防災エキスパート | 都市づくり部 | 継続 |

第7節 避難体制の整備

◆ 施策の体系



第1 避難広場・避難施設の指定・整備

1 基本方針

- 大規模地震時に備えた避難広場を確保する
- 被災者の一時的な生活の場を確保・維持する
- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所・指定避難所（指定一般避難所と指定福祉避難所の別を含む）の指定とともに、周知を図る

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-----------|----------------------------|---|-----------------|----|
| 避難広場・避難施設 | 避難広場の指定及び避難路の指定・安全化 [市] | <p>大規模地震が発生した場合等に、一時的な避難や自主防災組織（町内会・自治会等）が互いの確認を行なうために集合する場所として避難広場を指定する。指定した場合は都に報告し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>避難広場は学校のグラウンドや公園などに指定し、地域の情報連絡・救済活動の拠点機能を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市本部との相互情報連絡手段の多ルート化 ●初期消火・救助救済活動を行うのに必要な資器材の備蓄 ●夜間・休日の避難に必要な準備措置等 ●避難広場及び避難路周辺における避難者の安全確保を図るための防火水槽等の設置促進 | 防災安全部 各施設所管部 | 中期 |

第2章 災害予防計画
第7節 避難体制の整備

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|------|--------------------------|---|---------------------------|----|
| | 避難施設の整備 [市] | 避難施設に必要な機能及び安全性等を確保・整備する。 ●通信体制の確保 ●テレビ、ラジオ等、被災者による情報の入手に資する機器の整備 ●災害時のトイレ機能及びトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備 ●施設の安全性 ●体育館等へ停電対応型空調設備の導入 ●全ての人々が円滑に避難し避難生活を営むことができるユニバーサルデザイン整備 | 防災安全部 下水道部 各施設所管部 | 中期 |
| | 避難施設の指定・確保 [市] | 地震による自宅倒壊等、住居を失った被災者が、避難生活を送るための避難施設について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。指定した場合は都に報告し、住民への周知徹底を図る。 主に小中学校について指定されている避難施設に加え、大規模災害時を想定した次の避難施設について指定・確保を行う。 ※施設確保は、被害想定による避難施設の避難者数38,941人という想定に基づいて検討していく。(総則-33参照) | | |
| | 地震発生時における避難施設 | 大規模地震発生時の住宅被災者に対して、一時的な居住場所として転用が可能な耐震性の高い施設を指定する。 ●都立施設、私立学校、民間施設、ホテル等宿泊施設等の活用 | 防災安全部 各施設所管部 | 短期 |
| | 風水害時における避難施設 | 浸水予想区域内等において、指定されている避難施設の見直しを行う。 | 防災安全部 各施設所管部 | 短期 |
| | 新たな感染症拡大時における避難施設 | 防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、ホテルや旅館等の活用等、感染症患者が発生した場合の対応も含めて検討する。 | 防災安全部 保健所 | 短期 |
| | 福祉避難所 | 避難施設での避難生活が困難な要配慮者のため、公共施設や社会福祉施設等と協定を結び、要配慮者を受け入れられる避難施設を確保する。 ●福祉避難所においては、円滑な利用のための措置、相談等の支援体制、居室の確保が求められる | 地域福祉部 いきいき生活部 防災安全部 | 短期 |
| | 避難広場・避難施設の周知 | 地震災害と風水害において、対応する避難施設が異なる場合があるため、そのことを住民に周知する。 | 防災安全部 | 継続 |
| 環境整備 | 避難施設開設のための備品類の備蓄等 [市] | 各小中学校等に防災倉庫を設置し、避難施設の開設・運営に必要な備品類の備蓄を行う。 ●燃えにくい素材（不燃性・難燃性のある製品、防災品など）の毛布やシーツ等の使用による防火対策 | 防災安全部 | 短期 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|--------------------|--|--|----|
| | 避難施設の住環境整備 [市] | <p>避難施設について、地域組織及び避難施設管理者との連絡会を実施し、居住や要配慮者を考慮した環境整備を行う。</p> <p>指定管理者との避難施設運営に関する役割分担や、専門家等との定期的な環境整備に係る情報交換に努める。</p> | | |
| | 避難施設の運営 | <p>避難施設開設・運営マニュアルを作成するとともに、運営に即対応できるよう避難施設指定職員を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開設、受入、統合、閉鎖手順 ●水、食料、その他物資の供給手順 ●避難者への配慮（長期化、要配慮者対策） ●避難施設における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生防止措置（トイレ・更衣室・入浴施設等の設置場所、照明の増設、被害者の相談体制） ●男女、性的マイノリティのニーズの違い等、多様な性の在り方への視点に基づく配慮 ●男女ともに避難施設運営に関わるような体制作り（女性リーダーの育成） ●授乳、オムツ替え、着替え、幼児・児童等のため、生活スペースと切り離しておくべきスペースの検討とマニュアルへの盛り込み ●避難施設での生活ルール（土足厳禁・禁酒等）の検討・取り決めと、災害時の周知方法の検討 ●要配慮者の避難施設生活を支援する器具等の充実 ●障がい者や障がい特性への理解推進のための検討 ●プライバシー保護スペースの確保 ●多言語表記、掲示板の設置等 ●帰宅困難者が既存の避難施設に避難した場合に備え、避難施設における避難者と帰宅困難者の受入れ場所の分離等の運営ルールの検討 ●避難施設におけるボランティア受入体制の整備 ●感染症対策の観点を踏まえた避難施設運営体制の整備 | <p>防災安全部 学校教育部 地域福祉部 いきいき生活部 保健所 生涯学習部 文化スポーツ 振興部 子ども生活部</p> | 短期 |
| | 住民主体による避難施設運営体制の確立 | <p>地域組織と協力して、住民主体の避難施設運営体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難施設開設・運営訓練の実施を促進 | <p>防災安全部 各部</p> | 短期 |

第2章 災害予防計画
第7節 避難体制の整備

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-----|----------------------|---|---|----|
| | 施設の利用計画 | 避難施設としての施設の開設、利用計画を整備する。 ●小中学校の空き教室の有効活用 ●受入施設（区域）の事前計画 ●用途別スペース設置の検討 ●優先順位をつけた整備の実施 ●段差の解消 ●受水槽の水の確保 ●トイレの改善（洋式・車椅子用等） | 防災安全部 各施設所管部 | 短期 |
| | 避難施設周辺環境の整備 [消防署] | 避難広場、避難道路、避難道路周辺の水利の確保及び安全化に留意する。 ●避難施設に対する火災予防指導の実施 | 防災安全部 | 継続 |
| その他 | 在宅避難の推進 [市] | 避難施設の収容人数に限りがあることを踏まえ、自宅等での生活が可能な場合における在宅での避難や親戚知人宅への避難など、状況に応じた多様な避難行動の実践について、市民に対し周知する。 ●災害時に大規模停電が発生した場合でも「在宅避難」ができるよう、再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、家庭燃料電池等の導入を支援する。 | 各部 | 短期 |
| | その他 | 福祉関連施設、その他集会施設等について、要配慮者向けの必要な整備を実施する。 ●段差の解消、多言語表記、掲示板の設置等 ●トイレの改善、簡易ベッドの設置等 | 地域福祉部 いきいき生活部 保健所 文化スポーツ振興部 防災安全部 各施設所管部 | 短期 |
| | | 平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。 | 防災安全部 | 継続 |
| | | 避難施設における飼育動物の管理は、飼い主の責任で行うこと、また災害に備えて餌、ケージ、医薬品等を用意することなどを周知する。 | 保健所 防災安全部 | 短期 |
| | | 居住地以外の市町村に避難する避難者に対する支援体制を整備する。 被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。 全国避難者情報システムの活用を検討する。 | 防災安全部 | 継続 |
| | | 避難広場、避難施設、福祉避難所、一時集合場所等の役割の違い、安全な避難方法について市民に対し周知する。 | 防災安全部 地域福祉部 いきいき生活部 | 継続 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|---------------|--|-------|----|
| | | <p>車中泊者発生抑制に向け、次の事項について普及啓発を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止） ●大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼 ●緊急輸送道路以外の道路等も避難施設支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること ●市内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること ●過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること | 防災安全部 | 継続 |

※地域組織とは、自主防災組織、町内会・自治会、マンション管理組合等、地域のコミュニティ組織を総称している。

第2 避難誘導体制の整備

1 基本方針

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な事態を想定した避難誘導が行える体制を確立する ● 防災関係機関・団体と連携した対策を行う |
|--|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|------|------------------------------|--|------------------------|----|
| 情報伝達 | 避難情報伝達体制の整備・強化 [市] | 各避難施設に指名された「指定職員」が収集した、危険箇所、通行可能箇所等避難誘導に必要な情報を速やかに、かつ適切に伝達する体制を整備する。 ●市の防災行政無線による伝達 ●市ホームページ、町田市防災 WEB ポータル等の活用 ●自主防災組織による伝達 ●CATV、FMラジオ局等との協力体制 | 防災安全部 政策経営部 | 継続 |
| 避難体制 | 避難体制の整備 [市] | 第4章 風水害応急対策、第12節 避難対策、第2に定める避難指示等の判断やその伝達のための運用マニュアルを策定するなど、適切なタイミングで適当な対象地域に避難指示等が発令できるような体制を整備する。 また、立退き避難が必要な居住者等に求める行動（近隣の安全な場所への移動、屋内安全確保等）について周知徹底に努める。 | 防災安全部 | 短期 |
| | 土砂災害警戒区域等に係る警戒避難体制の整備 [市] | 土砂災害警戒区域等に対し、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備する。 | 防災安全部 | 継続 |
| 避難路 | 避難路の整備等 [市] | 都市計画道路等の主要幹線道路及び生活関連道路について避難路としての整備を順次進める。 ●避難広場誘導表示板等の設置 ・日本工業規格に基づく災害種別一般図記号の使用 ・標識の見方に関する周知 ・多言語対応の検討 ●延焼遮断を考慮した不燃化、緑化等の面的整備 ●ガラス・看板等の落下物の防止 ●夜間の避難行動や要配慮者、帰宅困難者の安全避難への配慮 ●町田市災害・停電時LED街路灯「消えないまちだ君」の整備 | 防災安全部 道路部 都市づくり部 | 中期 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|------|---------------------------------|--|--|----|
| 連携強化 | 警察署・交通安全協会等との連携強化 [市・警察署] | 警察署、交通安全協会、商工会議所、警備業者等と連携し、避難誘導を混乱なく行うように努める。 ●夜間の災害発生時、不特定多数の人が集まる地域での実施手順の検討 | 防災安全部 各施設所管部 | 短期 |
| | 地域の実情の把握 [市] | 地域又は町内会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。 | 防災安全部 市民部 | 継続 |
| 安全保持 | 風水害時の避難施設における避難者の安全保持等対策 [市] | 風水害時に、避難施設において事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、その運用について、あらかじめ要領等を定めておく。 ●情報伝達手段の確保 ●傷病者への対応方法 ●水、食料及び救急物資等の適正な配分 ●避難解除となった場合の避難者の帰宅誘導 | 防災安全部 地域福祉部 学校教育部 市民部 文化スポーツ振興部 都市づくり部 子ども生活部 生涯学習部 | 継続 |

第8節 緊急輸送体制の整備

◆ 施策の体系

| | | |
|--------------|--|---|
| 第1 陸上輸送体制の整備 | | <ul style="list-style-type: none"> — 緊急活動用道路の整備 — 緊急輸送拠点・車両の確保 — 警察署、民間業者等との連携強化 |
| 第2 航空輸送体制の整備 | | <ul style="list-style-type: none"> — 臨時ヘリポートの指定・整備 — 関係機関との連携の強化 |

第1 陸上輸送体制の整備

1 基本方針

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急輸送道路を整備する ● 救援物資等の配送拠点を確保する ● 民間運送業者・団体と連携する |
|--|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|---------|--------------------------|---|----------------|----|
| 緊急活動用道路 | 緊急活動用道路の指定・整備 [国・都・市] | 都は、指定の緊急交通路、緊急輸送道路及び緊急道路障害物除去路線について、優先的に整備する。 市は、市指定の啓開道路について、都指定に準じて優先的に整備する。 ●第一次啓開道路の優先的な耐震強化 ●沿線の不燃化、耐震化促進 | 道路部 | 中期 |
| | 道路啓開用資機材等の整備 [都・市] | 都、警視庁及び市の役割に応じた道路啓開用資機材の整備を行う。 | 道路部 | 中期 |
| 拠点・車両確保 | 救援物資の集配拠点施設の指定・整備 [市] | 市外からの広域的な救援物資の受入・保管・仕分・配送を円滑に行うため、救援物資集配拠点施設を指定し整備する。 ●案内標識の設置 ●迅速かつ効率的に物資を搬出するために必要な保管体制の整備 | 防災安全部 経済観光部 | 短期 |
| | 緊急通行車両の事前届け出 [市] | 市所有車両、調達予定車両等についてリスト化し、警察署への事前届け出を行う。 ●緊急通行車両等の事前把握 ●確認事務の省力化、効率化 | 財務部 | 短期 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|------|--------------------------|---|--------------|----|
| 連携強化 | 警察署その他関係機関との連携の強化 [市] | 警察署その他関係機関と連携し、臨時交通規制実施の円滑化を図る。 ●交通情報板等資機材の調達体制検討 ●迂回路設定計画 ●第二次交通規制実施時には、緊急通行車両等の優先通行を実施 | 道路部 | 継続 |
| | 土木業団体等との応援体制の強化 [市] | 町田市建設業協会等と協力し、緊急道路確保作業の応援体制を整備する。 ●応援協定の締結 ●区間担当者、資機材等の調達実施体制の検討 ●出勤・復旧等の訓練 | 道路部 | 中期 |
| | 民間事業者等との応援協力体制の整備 [市] | トラック協会、輸送事業者、物販事業者等と連携し、災害時の人員、応急資機材、救援物資等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう整備する。 ●応援協定締結 ●連携方法に関する実施細目の検討 ●民間事業者等と連携した訓練等を実施 | 防災安全部 財務部 | 継続 |
| | 無線に関する民間との協力体制の確保 [市] | 無線使用事業所、アマチュア無線有資格者等と、災害発生直後の道路の被害状況や渋滞状況に関する情報提供を行えるよう、必要な協力体制の確保を図る。 | 防災安全部 | 短期 |

第2 航空輸送体制の整備

1 基本方針

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 重症者の被災地外病院への搬送を迅速に行う ● 輸血用血液・その他救急医療活動用医薬品等の供給を迅速に行う ● 大規模地震発生直後における航空輸送手段を確保する |
|---|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-------|-------------------------|---|----------------|----|
| ヘリポート | 臨時ヘリポートの指定・整備 [市] | 災害時の臨時ヘリポートを、防災上拠点となる施設もしくはその周辺地に確保する。 ●重症者の災害拠点病院への搬送、輸血用血液・医療用資材、救援物資等の緊急輸送の中継基地としての整備検討 | 政策経営部 防災安全部 | 短期 |
| 連携強化 | 警察署その他関係機関との連携強化 [市] | 警察署等関係機関と協力し、臨時ヘリポートに指定される場所が災害時に有効に利用し得るよう必要な措置を講ずる。 ●市民への周知、理解・協力等 | 政策経営部 防災安全部 | 短期 |

第9節 生活救援体制の整備

◆ 施策の体系

| | |
|--------------------|---|
| 第1 物資調達体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> — 大規模災害を想定した備蓄計画の策定及び推進 — 緊急物資の調達体制の整備 |
| 第2 応急給水体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> — 応急給水源の確保 — 給水用資器材の整備 — 相互応援・協力体制の確立 |
| 第3 ごみ・災害廃棄物処理体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> — 大規模災害時を想定した処理・処分計画の策定 — 近隣市区町村・民間業者等との応援・協力体制の整備 — 有害ごみ・危険ごみの分別PR |
| 第4 し尿・下水処理体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> — 大規模災害時を想定した回収・処理体制の整備 — 近隣市区町村・民間業者等との応援・協力体制の整備 — 災害用トイレ等資器材の確保 |
| 第5 公衆衛生対策等実施体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> — 近隣市区町村・民間業者等との応援・協力体制の整備 — 公衆衛生・環境保全関係資器材確保計画の策定 |

第1 物資調達体制の整備

1 基本方針

- 大規模災害に備え、災害発生後3日間は自力で生活ができる備えをする
- 各避難施設もしくは各地域に分散して備蓄する

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-----------------------|---------------------------------|--|-----------------|----|
| 大規模災害を想定した備蓄計画の策定及び推進 | 物資調達体制の整備 [市] | <p>市は、多摩東部直下地震の被害想定に基づき、避難者数の概ね3日分の飲料水、食料の備蓄を整備しているが、ライフラインの停止や帰宅困難者への支援等により市域での必要食料数に対し、大幅に不足することも考えられる。</p> <p>このため、市は物資調達体制の整備とともに、市民、事業所等の各主体者による自助の理念に基づく必要物資の備蓄を推進する。必要な備蓄量としては、「最低3日分、可能な限り1週間分へ近づける」ことを呼びかける。</p> <p>また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点及び備蓄物資の登録に努める。</p> | 防災安全部 各対策担当部 | 継続 |
| | 災害対策拠点施設における備蓄推進 [市] | 市役所、市民センター等の災害対策拠点施設における備蓄計画の策定及び備蓄の推進を図る。 | 防災安全部 各対策担当部 | 継続 |
| | 地域における防災拠点の整備 [市] | <p>災害時に避難施設となる小中学校等またはその近傍に備蓄施設を確保し、初期救援対策・避難施設運営に必要な食料・飲料水・資機材・物資等の備蓄を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性、乳幼児、高齢者、障がい者等への配慮 ●アレルギー対応食品の確保 ●授乳期・高齢期の被災者、離乳期の子どもに配慮した食料の確保 ●備蓄物資に関する住民ニーズの把握 ●トイレットペーパーやティッシュペーパー、マスク、消毒液、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄 ●冷房器具、暖房器具、燃料等の確保 | 防災安全部 | 継続 |
| | 地区の避難者数に応じた備蓄の整備 [市] | <p>各避難施設においては、2023年度の避難施設別避難者数の推計調査結果に基づき、各地域の推計避難者数に応じた備蓄の整備を推進する。</p> <p>必要備蓄量は、発災から3日目までの最大避難施設避難者数（一定数の避難施設外避難者を含む。）を基準に算出する。</p> | 防災安全部 | 中期 |
| | 市立小中学校における児童生徒・教職員用備蓄の推進 [市] | 市立小中学校において、保護者が帰宅困難になった場合の児童生徒及び教職員用の備蓄を推進する。 | 学校教育部 防災安全部 | 継続 |
| | 家庭内備蓄の奨励 [市] | <p>各家庭・事業所における食料、水、生活必需品、非常時に備えた物資、資機材の備蓄の奨励に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●最低3日分、可能な限り1週間分相当の備蓄の励行 ●常備薬、持病の薬の確保 ●広報まちだ等の活用 | 防災安全部 | 継続 |

第2章 災害予防計画
第9節 生活救援体制の整備

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-------------------|--|--|--------------|----|
| 緊急物資の調達体制の整備 | 都からの調達に関する実施要領の作成 [市] | 都からの物資等の調達に関する手順等を統一し、非常時における実施要領を作成する。 | 防災安全部 財務部 | 短期 |
| | 食料、生活物資供給協力協定の推進 [市] | 流通業者、製造業者と連携し、災害時の食料、生活物資等の円滑な調達、確保を図る。 ●災害時の調達・供給方法、実施計画の検討 | 防災安全部 財務部 | 継続 |
| | 物資輸送協力協定の推進 [市] | トラック協会等運送業者と連携し、災害時の食料、生活物資等の円滑な配送を図る。 ●非常時の連絡・調整方法、実施計画の検討 ●民間物流業者の活用 | 防災安全部 財務部 | 継続 |
| | 寝具類のリース協定の推進 [市] | 避難施設で必要となる寝具類（布団等）で備蓄品の不足を補うため、レンタル・リース業者と協定を締結する。 | 防災安全部 財務部 | 短期 |
| | 炊事用燃料・機材の調達協定の推進 [市] | LP ガス協会等と連携し、炊き出しをするための炊事用燃料・機材の円滑な確保を図る。 ●非常時の連絡・供給方法等の実施計画検討 | 防災安全部 財務部 | 継続 |
| 石油類燃料の確保 [都・市] | 災害時における石油類燃料の供給不足に備え、災害時の石油類燃料の確保を図る。 ●石油類元売業者等との協定締結の推進 ●病院や緊急通行車両等への優先的な燃料の供給の検討 ●「満タン&灯油プラス1缶運動」等による自家用車等の燃料の日常備蓄の促進 | 防災安全部 財務部 | 継続 | |

第2 応急給水体制の整備

1 基本方針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 病院等の緊急給水を要する施設への給水体制の確保 ● 地震発生後2～3日までの初期応急給水用給水源を市域内で確保する |
|--|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------|----------------------|--|-------|----|
| 給水源の確保 | 臨時応急給水体制の整備 [都・市] | 災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域については、拠点給水ができるよう臨時応急給水体制を整備する。 ●ペットボトル飲料水の備蓄 ●受水槽、プール、消火栓等及び避難施設応急給水栓などの活用 ●給水管の耐震化、応急給水栓の整備 ※原則として、プールの水は、生活用水として活用 | 防災安全部 | 短期 |
| | 井戸の協定締結の推進 [市] | 生活用水確保のため、井戸の所有者・施設管理者と災害時における開放の協定締結を推進する。 | 防災安全部 | 短期 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------------|----------------------------------|---|-----------------|----|
| | 病院、学校等公共施設の飲料用貯水水槽兼受水槽の整備 [市] | 震災時の給水途絶を想定して、飲料用貯水水槽兼受水槽を公共施設に整備し、必要最小限の水を確保する。 | 防災安全部 各施設所管部 | 中期 |
| | 医療施設等への応急給水体制の確保 [市] | 医療施設等（特に人工透析等治療に大量の水を使用する医療機関）への応急給水体制については、町田市から東京都へ緊急要請を行い、必要に応じて車両輸送による応急給水を実施できるような体制を整備する。 | 保健所 防災安全部 | 短期 |
| 資器材整備 | 給水用資器材の整備 [都・市] | 水道局員不在時にも市及び自主防災組織による円滑な応急給水活動を行うための資器材の整備を図る。 ●避難施設設備用のスタンドパイプ ●ポリタンク、給水タンク、可搬型貯水タンク ●ウォーターバック、可搬型ろ水機 ●可搬型発電機等 | 防災安全部 | 短期 |
| 相互応援・協力体制の確立 | 都・他市町水道事業者等との相互応援協力体制の確立 [市] | 都水道局、他市町水道事業者、日本水道協会等関係機関との相互応援協力体制を確立し、応急給水や水道施設の迅速な復旧を図る。 ●応援、受け入れの具体的手順の検討 ●供給量の段階的拡大 | 防災安全部 | 短期 |
| | 民間事業者等との災害時協力体制の整備 [市] | 町田市管工事協同組合、その他関連組織・業者と協力し、応急給水、応急復旧活動を円滑に行う体制を整備する。 ●資器材等の緊急調達体制の検討 ●協力要項の策定 ●応急給水訓練の実施 | 防災安全部 生涯学習部 | 短期 |
| | 応急給水用飲料水の消防水利としての利用調整 [都・市] | 消防署、都水道局において、震度6弱以上の地震が発生した場合の、応急給水用飲料水を消防水利として利用するための調整をする。 ●地震発生直後、防火水槽使用後の措置 ●協力実施手順の検討 | 防災安全部 | 短期 |

第3 ごみ・災害廃棄物処理体制の整備

1 基本方針

- 倒壊建物のがれき等の災害廃棄物、避難施設からのごみ等について大量の排出を想定する
- 処理施設職員や施設の被災等を想定する
- 大量の災害廃棄物処理・処分体制を広域的に整備する

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|---------------------|-------------------------|---|----------------|----|
| 処理 ・ 処分 計画 | 町田市災害廃棄物処理計画 [市] | 大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物に対応するための「町田市災害廃棄物処理計画」を適宜修正し、災害時に備える。 ●発生源・発生量の想定 ●処理施設の耐震化 ●十分な広さの仮置場（一時仮置場）の確保 ●仮設処理施設の候補地の検討 ●都及び国への協力要請及び広域処理の方法の検討 | 環境資源部 | 短期 |
| | 最終処分場の確保等の推進 [市] | 大規模地震時に大量に発生することが想定されるごみ等の最終処分量を想定し、処分場の確保を検討する。 | 環境資源部 | 中期 |
| 応援 ・ 協力 | 他市区町村との応援協力体制の整備 [市] | 他市区町村との相互応援協力体制を整備し、大量の災害廃棄物の迅速かつ効果的な処分を図る。 ●非常時の実施手順等具体的な検討 | 防災安全部 | 短期 |
| | 民間業者等との協力体制の整備 [市] | 民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等と連携し、大量の災害廃棄物の迅速かつ効果的な処分を図る。 ●災害時の人員、資機材等の確保 ●民間処理施設への受け入れ応援の検討 ●運搬用トラックや資機材調達のための建設業界との協定締結の推進 | 環境資源部 防災安全部 | 短期 |
| 分別 | ごみ分別等の事前PR [市] | 大量のごみの排出を抑制するため、平常時からごみの分別を徹底する。 ●リサイクル事業との連携 ●市民・事業所等へのごみ分別の事前PR | 環境資源部 | 継続 |

第4 し尿・下水処理体制の整備

1 基本方針

- 避難施設を主な排出源とする大量のし尿を想定する
- 大規模災害により処理施設や収集・処理に携わるスタッフ自身の被災を想定する
- 平常時を大幅に上回る収集体制確保と「し尿」処理施設を確保する

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------|-------------------------------|--|------------------------|----|
| 回収・処理 | し尿回収計画の作成 [市] | 大規模災害による、避難施設を中心としたし尿発生に対応するための「非常時し尿回収計画」を作成し、災害時に備える。 ●避難施設、被災者数の想定 | 下水道部 環境資源部 防災安全部 | 短期 |
| | 下水処理場の整備 [市] | 大規模災害時にも、汚水処理が適切に行われるよう、施設の耐震化、設備の整備等を進める。 | 下水道部 | 短期 |
| 応援・協力 | 近隣市区町村との応援協力体制の整備・推進 [都・市] | 市は、都下水道局とのし尿搬入・受入に関する覚書に基づき、南多摩水再生センターへのし尿搬入体制を整備している。また、近隣市区町村との相互応援協力体制を整備し、大量のし尿の迅速かつ効果的な処理と下水道施設の早期復旧を図る。 ●非常時の実施手順等具体的な検討 | 下水道部 防災安全部 | 短期 |
| | 民間業者等との協力体制の整備 [市] | 下水道復旧のための建設業者やし尿運搬事業者等と連携協力し、し尿の収集・運搬、下水道の応急対応体制の整備を図る。 ●災害時の人員、資機材等の確保 | 下水道部 | 短期 |
| 災害用トイレ | 災害用トイレ等の資機材の確保及び整備 [市] | 市備蓄、都・他市区町村・民間収集業者・レンタル・リース会社等と連携し、高齢者・障がい者等への配慮をした災害用トイレ等の調達・確保体制の整備を図る。 ●バキュームカー ●仮設トイレ、携帯トイレ、簡易トイレ ●マンホールトイレ (避難施設にマンホールトイレシステムの整備を進める。) ●車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる誰でも(または多目的、バリアフリー)トイレ等の設置などバリアフリー化を推進 | 防災安全部 下水道部 | 短期 |
| | 災害用トイレの普及啓発 [市] | 仮設トイレ等の設置場所や備蓄等をあらかじめ市民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。 | 防災安全部 | 継続 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|------------------------------|---|--------|----|
| | 公園等における災害時兼用トイレの設置の検討 [市] | 公園の災害時の利用について検討し、公園等におけるトイレの設計を検討する。 また、公園へのトイレの設置に当たっては、災害時にも利用できるトイレの設置を進める。 | 都市づくり部 | 短期 |

第5 公衆衛生対策等実施体制の整備

1 基本方針

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 水道・電気・ガスの停止等による食中毒や感染症の発生を防止する ● 避難施設等公衆衛生的アプローチの必要な場所が多数発生することを想定する ● 大規模災害により処理施設や収集・処理に携わるスタッフ自身の被災を想定する |
|---|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|---------|------------------------------|---|--------------------------------|----|
| 作業体制整備 | 斎場・火葬場等の整備 [市] | 大規模災害時に大量の埋火葬対応を適切に行えるよう、施設の整備を促す。 ●斎場・火葬場の耐震化等 ●身元不明遺体の一時安置施設の検討 | 市民部 | 中期 |
| 応援・協力体制 | 近隣市区町村との相互応援協力体制の整備 [都・市] | 都の指導調整のもと、近隣市区町村との相互応援協力体制を整備し、大量の公衆衛生対策事案の効果的処理を図る。 ●相互応援協力協定の締結 ●非常時の実施手順等の具体的な検討 ●広域火葬体制の充実 | 保健所 市民部 環境資源部 | 短期 |
| | 関係機関・民間業者等との協力体制の整備 [都・市] | 関係機関・関連業者・団体等と協力し、大規模災害時の人員・資機材の確保等の応援協力体制を整備し、大量の公衆衛生対策事案の処理を図る。 ●相互応援協力協定の締結 ●非常時の実施手順等の具体的な検討 | 保健所 環境資源部 地域福祉部 防災安全部 | 短期 |
| 資機材確保 | 公衆衛生関係資機材等の確保 [都・市] | 市備蓄の推進並びに都・他市区町村・民間業者からの調達による公衆衛生・環境保全関係資機材の確保に努める。 ●防疫用薬剤、散布器、棺、環境測定装置、専用車両等の確保 ●大人数が使用できるシンク(手洗い場)等の確保 ●避難施設衛生チェックリストの作成 | 保健所 地域福祉部 防災安全部 | 短期 |

第10節 災害時建物対策実施体制の整備

◆ 施策の体系

| | |
|---------------------------|---|
| 第1 被災建築物・宅地応急危険度判定実施体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> — 被災建築物・宅地応急危険度判定員の活用 — 実施体制の整備 — 近隣市区町村・民間団体等との支援体制の確保 |
| 第2 住宅供給・補修・解体対策の環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> — 災害時を想定した住宅供給計画の策定 — 都・他市区町村・関係団体・事業者等との相互応援協力体制の整備 |

第1 被災建築物・宅地応急危険度判定実施体制の整備

1 基本方針

- 余震、降雨等による二次的な被害を防止する

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|---------|---|--|------------------------|----|
| 判定員の活用 | 被災建築物応急危険度判定員制度の活用 [都・市] | 被災建築物応急危険度判定員制度を活用し、地震により破損した建築物が余震等に対して、引き続き安全に使用できるか否かの判定を行う応急危険度判定員の組織化を図る。 | 都市づくり部 | 短期 |
| 活用 | 被災宅地危険度判定士制度の活用 [都・市] | 被災宅地危険度判定士制度を活用し、宅地のり面等が余震や降雨等に対して、引き続き安全に使用できるか否かの判定を行う宅地応急危険度判定士の組織化を図る。 | 都市づくり部 | 短期 |
| 実施体制の整備 | 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び住家被害認定調査の実施体制の整備 [市] | <p>大規模地震発生後に、速やかに建築物及び宅地の危険度判定等を実施するために必要な体制を整備する。(目標：市総合防災訓練時における訓練の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備 ●被災宅地危険度判定の実施体制の整備 ●住家被害認定調査の実施体制の整備 ●他機関・他団体等への応援協力要請を折り込んだ事前計画の検討と指示体制の確立 ●調査票、判定ステッカー、建物関係書類、住宅地図等の必要備品の整備 ●応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知 | 都市づくり部 財務部 政策経営部 | 短期 |

第2章 災害予防計画

第10節 災害時建物対策実施体制の整備

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|------|-------------------------------|--|------------------------|----|
| 罹災証明 | 罹災証明書の交付 [市・消防署] | 内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考に、罹災証明書を遅滞なく交付するための体制整備を図る。 ●災害に係る住家被害認定調査、罹災証明書の交付、罹災台帳の作成まで一貫した実施体制の構築 ●罹災証明書の迅速な交付のために必要な被災者生活再建支援システムの整備 ●罹災証明書の交付について研修・訓練の実施 ●町田消防署と連携した被害状況調査体制の充実及び、協定締結や事前協議等を実施する等、罹災証明書の交付に係る連携体制の確立 | 財務部 | 継続 |
| 支援体制 | 他自治体・民間団体等からの支援体制の確保 [都・市] | 他自治体や建築関係団体等からの支援体制を中心として、罹災証明書交付に係る支援要員・応急危険度判定員等を早期に確保するための体制の整備に努める。 ●協定の締結 ●受け入れ時の案内方法及び受け入れ体制の整備 ●備品等の検討 | 防災安全部 財務部 都市づくり部 | 短期 |

第2 住宅供給・補修・解体対策の環境整備

1 基本方針

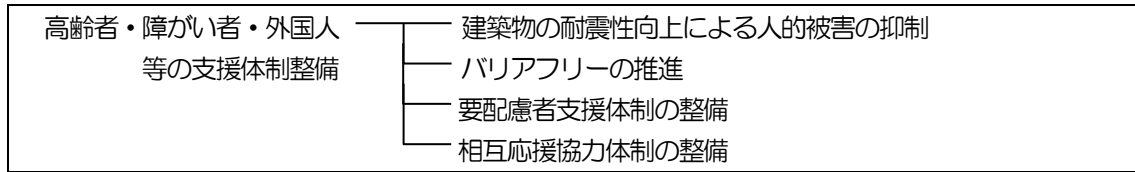
- 災害時の大量の住宅供給・補修・解体に対応する
- 避難施設生活早期解消、仮設住宅等の効率的な供給を行う

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------|-----------------------------------|---|------------------------|----|
| 住宅供給計画 | 大規模災害時想定住宅供給促進計画の策定 [市] | 大規模災害時に想定される住宅必要量に基づき、「災害時住宅供給促進計画」を策定する。 | 都市づくり部 | 短期 |
| | オープンスペース台帳の作成 [市] | オープンスペースの台帳を作成し、大規模災害時における迅速な住宅建設候補地を検討する。 ●公園、公有地、その他生産緑地をはじめとする民間未利用地等 | 防災安全部 都市づくり部 財務部 | 短期 |
| | 応急仮設住宅供与等体制の構築 [都・市] | 応急仮設住宅の早期確保について検討する。 ●民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅の確保 ●建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ決定（接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況（埋設配管）、避難場所などの利用の有無を考慮） | 都市づくり部 | 継続 |
| | 応急仮設住宅の防火対策の推進 [市] | 応急仮設住宅の建設に係る関係団体に対し、仮設住宅の防火対策を推進するよう要請する。 | 都市づくり部 | 継続 |
| 応援体制 | 都、他市区町村、関係団体・事業者等との協力体制の整備 [市] | 大規模地震時の大量の住宅供給・補修・解体事案に対応するため、官民それぞれのルートについて、広域的な応援協力体制を整備する。 ●協定の締結 ●住宅建設・補修用建材、建設関係技術者等のあつ旋、調達実施体制の検討 | 都市づくり部 | 短期 |

第11節 要配慮者等支援体制の整備

◆ 施策の体系



1 基本方針

- 高齢者や障がい者・乳幼児・外国人等の救援体制を強化する
- ノーマライゼーションの理念に基づき防災対策を推進する
- 要配慮者向け救援サービス実施に向け、関係団体等と積極的に協力する

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------|---------------------------|--|---|----|
| 耐震性向上 | 社会福祉施設等の耐震性の確保 [国・都・市] | 要配慮者が利用する市社会福祉施設の耐震診断・耐震補強、業務継続計画（BCP）の策定、非常用自家発電の整備や備蓄、その他必要な設備の整備を促進する。また、民間施設についても、同様の措置を講ずるよう推進する。 | 地域福祉部 いきいき生活部 保健所 防災安全部 子ども生活部 | 中期 |
| | 要配慮者居住住宅の耐震補強等支援 [市] | 高齢者世帯、障がい者世帯を対象とした、住宅の耐震化等の支援を行う。 ●耐震診断・耐震補強工事等のあっ旋 ●サービス給付、屋内家具の固定化サービス措置等 | 地域福祉部 いきいき生活部 都市づくり部 | 中期 |
| バリアフリー | 福祉まちづくりの推進 [市] | 高齢者や障がい者等多様な利用形態に対応した基盤整備を推進し、災害時の安全性と利便性の強化を図る。 ●福祉のまちづくり総合推進条例等に基づく公共施設の整備推進 ●民間事業等の整備の誘導 ●誘導ブロック、歩道の整備、段差の解消 ●案内板の多言語化・ピクトグラムの表記 ●点字等による案内板の設置 | 都市づくり部 道路部 地域福祉部 いきいき生活部 各施設所管部 | 中期 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------------------------------------|------------------------------------|---|-------------------------|----|
| 要 配 慮 者 支 援 体 制 | 要配慮者を念頭においた 施策・計画の検討 [市・消防署] | <p>防災に関する環境整備・対策等のあらゆる施策を行う上で、要配慮者に配慮した計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者支援の全体計画の推進 ●要配慮者用の福祉避難所の確保 ●手話通訳者や要約筆記者等の福祉ボランティアの確保 ●地域が一体となった協力体制づくりの推進 ●職員を対象とした要配慮者研修の推進 ●車椅子利用者など、介助・介護を必要とする人の避難など安全確保対策の検討 ●避難行動要支援者の円滑な避難のための情報伝達方法の検討 ●要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成 ●ヘルプマークやヘルプカード、災害時等障がい者支援バンドナの活用促進 | 各部 | 継続 |
| | 避難行動要支援者の把握 [市] | <p>災害時における避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を効率的・効果的に行うために、避難行動要支援者を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者のいる家庭では事前に行えるだけ住民組織等に情報提供するよう呼びかける。 ●避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」）への名簿情報の提供を検討する。避難支援等関係者との情報提供内容は以下のとおり。 <p>【避難行動要支援者名簿の提供先】 消防署、警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、提供を希望する地区社会福祉協議会、提供を希望する町内会・自治会・自主防災組織等</p> <p>【避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（対象者）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 身体障害者手帳 1 級及び 2 級の者 イ 愛の手帳 1 度及び 2 度の者（東京都） ウ 介護保険要介護認定要介護度 3 から 5 の者 エ その他市長が必要と認める者 ※ア～エのうち、施設入所者等を除く</p> </div> | 地域福祉部 いきいき生活部 保健所 | 短期 |

第2章 災害予防計画

第11節 要配慮者等支援体制の整備

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----|---------------|---|------|----|
| | | <p>【避難行動要支援者名簿に必要な個人情報及び入手方法】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《個人情報の種類》 氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号その他連絡先、世帯状況、避難支援等を必要とする事由、福祉施設利用情報</p> <p>《個人情報の収集元》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報 ・障がい者手帳交付情報 ・介護保険認定情報 ・介護保険サービス等利用情報 ・その他、避難行動要支援者の状況把握に必要な情報 <p>《入手方法》 市・各部署が保有する情報を集約して名簿化する。</p> </div> <p>【名簿の共有】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の名簿の実用性を高めるため、市各部署や関係機関、民生委員・児童委員、協定を締結した自主防災組織等と事前に共有しておくものとする。 ・災害時には、全ての避難支援等関係者へと名簿が行き渡るよう、仕組みを構築していく。 ・避難行動要支援者の生命等の安全その他に資する場合、災害時の市内部においては目的外にも利用できることとする。 ・その他、名簿の提供先、配置等について検討を図っていくものとする。 ・名簿情報の提供に関する事項は、「町田市避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例」に定めるものとする。 </div> <p>【名簿の更新】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、上記個人情報を1年ごとに集約して避難行動要支援者名簿を更新する。 ・更新した名簿は、共有する関係機関等に新たに提供するものとする。 </div> <p>【名簿情報の漏えい防止】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「関係機関共有方式」を採用するため、平常時の名簿提供先は、関係機関（消防署、警察署、民生委員・児童委員、協定締結した自主防災組織等）に限るものとし、その他の避難支援等関係者へは、災害時のみ提供するものとする。 ・名簿を共有する関係機関は、提供された個人情報を目的外に利用しないことに留意するほか、情報漏えいの防止及び秘密保持について徹底する。 </div> | | |

| | | | |
|--------------------------|---|---|-----------|
| <p>個別避難計画の作成 [市]</p> | <p>2021年(令和3年)5月に災害対策基本法が一部改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが努力義務とされた。</p> <p>避難行動要支援者名簿に掲載する要支援者ごとに、本人の同意に基づき、避難支援等を実施するための「個別避難計画」の作成を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●要支援者本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉等の専門職の参画 ●避難を支援する者の確保(個人、自主防災組織、町内会・自治会等)及び負担感の軽減に配慮 <p>【個別避難計画に記載・記録する事項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由 ・避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所、電話番号その他の連絡先 ・避難施設その他の避難場所 ・そのほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 </div> <p>【計画の共有】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・作成した計画は、本人の同意のもと、避難を支援する関係者と事前に共有し、円滑かつ迅速な避難に備える。 </div> <p>【計画の更新】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・町田市災害時要配慮者対策推進会議にて方針を決定する。 </div> <p>【計画情報の漏えい防止】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・計画情報の提供を受けた者は、提供された個人情報を利用しないことに留意するほか、情報漏えいの防止及び秘密保持について徹底する。 </div> | <p>地域福祉部 いきいき生活部 保健所 子ども生活部 防災安全部</p> | <p>短期</p> |
|--------------------------|---|---|-----------|

第2章 災害予防計画

第11節 要配慮者等支援体制の整備

| | | | | |
|-----------------------|--|--|--|-----------|
| | <p>地域ぐるみの支援体制づくり [市]</p> | <p>社会福祉施設や障がい者団体、市民（自主防災組織）、民生委員、ボランティア組織等と連携し、要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者在宅サービスセンターとの連携 ●社会福祉施設や自主防災組織、周辺地域の事業所等の協定締結の推進 ●声かけ・見守り活動等地域の活動の推進 ●防災や要配慮者支援に係る実践事例等を学ぶ講習会の実施 ●要配慮者向け防災パンフレットの作成 ●避難施設運営訓練や防災訓練等への要配慮者・避難行動要支援者と家族の参加に対する支援 ●災害時の避難行動支援方針の周知（災害時の避難行動支援は法的な責任や義務を負うものでなく、地域の実情や災害の状況に応じて、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ったうえで可能な範囲で行う） | <p>地域福祉部 いきいき生活部 保健所 防災安全部</p> | <p>短期</p> |
| | <p>外国人支援策の推進 [市]</p> | <p>災害時における外国人の安全の確保を図るため、外国人が地域の共助の担い手にもなり得ることに留意して、防災知識の普及・啓発等に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多言語防災パンフレット等による、女性・要配慮者等の視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策の普及啓発 ●「やさしい日本語」を含む多言語での外国人を対象とする防災教室等の実施 ●避難カードの配布 ●避難施設における多言語標記、やさしい日本語、ピクトグラム等の整備を推進する。 ●東京都防災（語学）ボランティア登録の普及啓発 ●住民登録窓口等で、都から配布された在住外国人向け防災啓発資料を参考に、地震についての説明や、日頃からの備え、避難施設情報、緊急連絡先等、防災知識の普及を図る。 | <p>防災安全部 文化スポーツ振興部</p> | <p>継続</p> |
| <p>相互 応 援</p> | <p>他市区町村との相互応援 協力体制の整備 [市]</p> | <p>他市区町村と連携した、要配慮者ケアのための人員・資機材・救援物資等の確保体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相互応援協定締結、実施手順の策定 ●福祉避難所等の受入検討 | <p>地域福祉部 いきいき生活部 保健所 防災安全部</p> | <p>短期</p> |
| | <p>要配慮者支援協定の締結 促進 [市]</p> | <p>要配慮者の支援・受入等について自主防災組織等との協定締結を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会等との支援協定 ●障がい者団体等との連携体制の確保 | <p>地域福祉部 いきいき生活部 防災安全部</p> | <p>短期</p> |

第12節 応急教育・応急保育体制の整備

◆ 施策の体系

| | | |
|--------------------|---|---------------------------|
| 応急教育・応急保育体制 の整備 | — | 教職員及び保育園用大規模災害時初動マニュアルの策定 |
| | — | 災害発生時における応急教育内容を検討 |
| | — | 災害発生時における応急保育内容を検討 |
| | — | P T A等関係者との協力関係の推進 |

1 基本方針

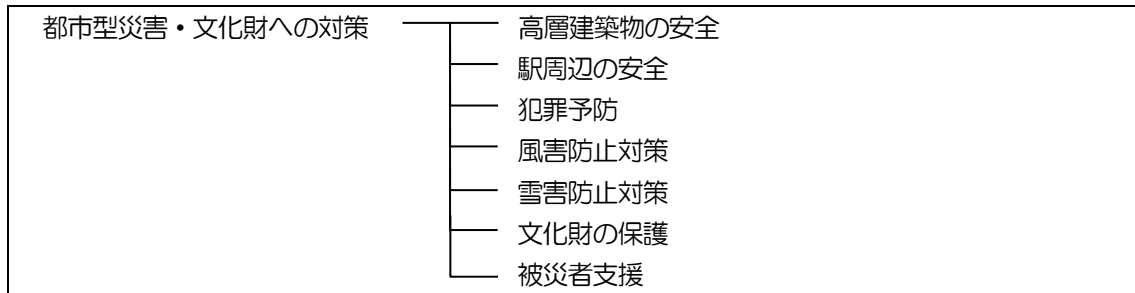
| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 教職員の避難施設開設・運営への協力を要請する ● 被災した多数の乳幼児・児童・生徒に対し適切にケアする ● 避難施設運営への協力と学校運営とを両立する |
|---|

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|-----------------------|---|--|-----------------|----|
| マ ニ ュ ア ル | 大規模災害発生時における教職員及び保育士等の初動マニュアルの策定 [市] | 大規模災害発生を想定した教職員及び保育士等の初動マニュアルを策定する。 ●教職員及び保育士等の連絡体制 ●教職員及び保育士等の待機及び出勤 ●学校の避難施設開設及び運営 ●避難と学校・保育施設等の運営 ●被害状況の把握 | 学校教育部 子ども生活部 | 短期 |
| 応 急 教 育 | 応急教育計画の策定 [市] | 大規模災害発生時における応急教育内容を検討する。 ●安全確保、避難、連絡、生活（避難施設）のしかた等の指導 ●正しい備えと災害時の適切な行動力の確保 ●教科書がない場合の教育実施方法の検討 | 学校教育部 | 短期 |
| 応 急 保 育 | 応急保育計画の検討 [市] | 大規模災害発生時における応急保育内容を検討する。 ●安全確保、避難、連絡体制 ●正しい備えと災害時の適切な行動力の確保 ●職員の確保等応急保育実施方法の検討 | 子ども生活部 | 短期 |
| 協 力 計 画 | P T A等関係者との協力関係の推進 [市] | P T A等関係者との協力関係を推進する。 ●学校の対策本部の設置 ●市対策本部と学校の対策本部との連携 ●学校とP T A及び地域との連携 ●被災者への援助、協力体制 ●避難施設の開設・運営 | 学校教育部 | 短期 |

第13節 その他各種災害別対策

◆ 施策の体系



1 基本方針

- 市街地の高層建築化や屋間の人口の増加による災害時の混乱を防止する
- 都市化の進展による風害や雪害への脆弱性をカバーする

2 計画内容

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|----------|--------------------------------|--|-----------------|----|
| 高層建築物の安全 | 高層建築物の安全対策 [都・市・各施設管理者・消防署] | <p>震災時の避難や消防活動の困難を想定し、査察の強化、安全措置の徹底化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災計画の作成 ●家具・調度品の不燃化、都市ガスの器具・配管等の維持管理徹底 ●中間階の一時避難場所の確保 ●ヘリコプターの緊急離発着場又は緊急救助用スペースの設置 ●非常電源の確保 ●ガラス等落下物の防止対策の推進 ●高層難民の発生防止のため、エレベーターや給水ポンプのための電源確保の促進 ●長周期地震動発生時の避難対策の検討(避難経路における手すりの設置等) ●長周期地震動に関する情報を活用するための普及・啓発活動の推進 ●高層建築物における制震装置(制振ダンパー等)の設置推進 ●建築主及び建築士や建設業の団体等に対し、建物の特性に適した補強方法の事例や家具転倒防止対策などについて情報提供 | 防災安全部 都市づくり部 | 継続 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|--------|--|--|---|----|
| | エレベーター対策 [都・市・各施設管理者・消防署] | 震災時のエレベーター閉じこめ防止及び早期救出・復旧体制を確立する。 ●市施設へのエレベーター閉じこめ防止装置の設置 ●復旧時における「1ビル1台」の原則ルールの市民・事業所等への普及 ●都と日本エレベーター協会等による閉じこめ等の情報収集体制の構築 | 防災安全部 都市づくり部 各施設所管部 | 継続 |
| 駅周辺の安全 | 駅周辺の混乱防止対策（帰宅困難者対策） [都・市・各鉄道会社・警察署・消防署・各一時滞在施設] | 駅及びその周辺地区において、多数の帰宅困難者が滞留し、混乱が生ずる事態に備え、以下に示す視点から、各主体が連携しつつ適切な事前対策を講ずる。 《市・警察署・消防署》 ●町田駅周辺帰宅困難者対策協議会の実施 ●「町田駅周辺地域エリア防災計画」に基づく取組の推進 ●都が開発する帰宅困難者対策オペレーションシステムとの連携等の検討 ●鉄道事業者等と駅等の混乱防止に関する協定の締結等による連携・協力体制の確立 ●拡声器、メガホン等の避難誘導資機材整備 ●帰宅困難者のための一時滞在施設の確保と一時滞在施設の情報通信基盤の強化及び自家発電設備の整備と燃料の確保 ●一時滞在施設の開設・運営訓練の実施 ●一時滞在施設案内マップの改善 ●市民、企業、学校等に対する以下の普及啓発 ・東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組 ・一斉帰宅抑制の基本方針 ・帰宅困難者の行動心得10か条や行動ルール等 ・物資の備蓄 ・備品等の固定、安全化 ・事業所防災リーダー制度の普及啓発 ●民間一時滞在施設に対する東京都の補助事業の周知等 ・帰宅困難者向け備蓄品の配備に係る支援事業 ・一時滞在施設のハード整備に対する補助事業 ・帰宅困難者のスマートフォン等を充電するために必要な機器の購入補助事業 《各鉄道会社》 ●駅構内における利用者の安全確保及び保護の実施 ●駅周辺における滞留者の誘導に関する市との連携体制の強化 ●東京都震災対策条例第11条に基づく、防災計画策定推進 | 防災安全部 市民部 財務部 文化スポーツ振興部 生涯学習部 経済観光部 保健所 子ども生活部 | 継続 |

第2章 災害予防計画
第13節 その他各種災害別対策

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|------|---------------------------|---|-----------------------|----|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●従業員に対する訓練の実施、地震後の対策の策定 《駅周辺集客施設・事業所等》 ●大規模集客施設における利用客の安全確保及び保護の実施 ●従業員・利用客の保護を含めた一時受入れの要請 ●駅周辺における一時滞在施設確保への協力 ●一時滞在施設の運営に係る要員の確保 ●鉄道の運行状況や安否に関する情報提供の充実 ●混乱収容後の帰宅方法の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から、従業員等の居住地（帰宅する方面）、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ検討 ・従業員等が安全に帰宅したことの確認方法の検討 《その他関係機関・駅周辺地域組織》 ●駅周辺での帰宅困難者対策の主旨を踏まえた連携体制の構築 ●一時滞在施設への避難誘導等への協力体制構築 | | |
| 犯罪予防 | 災害時の犯罪予防 [警察署] | <p>災害時に多発する空き巣などの被害や、義援金詐欺等の犯罪を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の防犯ボランティア団体の防犯活動の支援 ●地域安全運動の推進 ●停電時でも機能する防犯設備の普及 | 防災安全部 | 継続 |
| 風害対策 | 電気施設の風害防止対策 [東京電力グループ] | <p>風による被害の未然防止、早期発見に努め、電気の機能維持を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建築基準法、電気設備に関する技術基準等の徹底 | 防災安全部 | 継続 |
| | 電話施設の風害防止対策 [NTT東日本] | <p>風害による迅速な電気通信設備の復旧体制を整備し、通信の疎通維持を図る。</p> | 防災安全部 | 継続 |
| | 立木・街路樹の風害防止対策 [国・都・市] | <p>強風による倒木、幹折れ、傾き、電線の切断、その他破壊等を防止する措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●枝おろし、支柱等の手入れ等 | 道路部 各施設所管部 | 継続 |
| | 農作物の風害防止対策 [市・農協・各生産者] | <p>強風による作物被害を防止するため、農業協同組合等を通じて予防対策を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防風林、防風垣、防風網等の設置等 | 経済観光部 | 継続 |
| 雪害対策 | 雪害対策の推進 [都・市・各協定団体] | <p>雪害対策の実施マニュアル及び必要物品等を、市各部にて整備する。また、必要に応じマニュアル内容を関係機関・企業等と事前共有し、連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「雪害対策マニュアル」の改善 ●除雪用スコップ、凍結防止剤、その他物品の配備 ●関係機関との連携体制構築 ●大雪時の行動について市民・事業者等へ注意喚起 | 防災安全部 各施設所管部 各部 | 継続 |
| | 道路の雪害対策 [国・都・市] | <p>道路管理者、関係機関・団体と協力し、積雪時の通行障害の防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職員の動員・実施手順の検討 ●道路除雪用物品・機材等の配備充実 | 道路部 | 継続 |

| 施策 | 計画名 [計画主体] | 計画内容 | 担当部署 | 期間 |
|---|---------------------------------|---|---|----|
| | 消防水利の確保 [都・市] | 降雪時には、消防水利を確保するため取水口の除雪点検を行う。 | 防災安全部 | 継続 |
| | 電気施設の雪害防止対策 [東京電力グループ] | 氷雪の付着、樹木の傾斜・倒壊等による電線の切断、支持物の破損を防止する。 ●施設設置箇所の地形、施工法の検討 ●樹木の伐採、倒壊危険工作物の接近回避 | 防災安全部 | 継続 |
| | 電話施設の雪害防止対策 [NTT東日本] | 風害防止対策に準じ、通信線路設備、局内設備の対策を実施する。 ●可搬型無線機の配備等 | 防災安全部 | 継続 |
| 文化財 | 文化財の保護対策 [都・市・消防署・各管理者・各所有者] | 重要な建造物等に対する有効な災害防止措置を講ずるよう努める。 ●政令に基づく消防用設備の設置促進 ●文化財防火デーの査察指導 ●消防演習の実施、広報の推進 ●展示ケースや固定具等の免震化 ●美術品等の安全な保管方法の検討 ●文化財防災点検表の作成 | 生涯学習部 | 継続 |
| <p><点検内容（主要項目）></p> <p>① 文化財周辺の整備・点検 ア 文化財周辺の定期的な見回り・点検 イ 文化財周辺環境の整理・整頓</p> <p>② 防災体制の整備 ア 防災計画の作成 イ 巡視規則や要項の作成等</p> <p>③ 防災知識の啓発 ア 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加 イ ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ</p> <p>④ 防災訓練の実施</p> <p>⑤ 防災設備の整備と点検 概観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備</p> <p>⑥ 緊急時の体制整備 消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。</p> | | | | |
| 被災者支援 | 迅速な被災者支援のための対策 [市] | 中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成のため体制整備に努める。 | 政策経営部 総務部 財務部 防災安全部 市民部 地域福祉部 いきいき生活部 子ども生活部 都市づくり部 各部 | 短期 |

